

館林市第 6 次総合計画（後期基本計画） （案）

館林市

目次

■ 第1部 序論

第1章	総合計画の概要	
1	策定の趣旨	8
2	計画の構成と期間	8
3	計画の進行管理	9
4	「第3期館林市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との関連性	10
第2章	策定の背景	
1	社会の状況	12
2	市民ニーズの把握	15
第3章	人口の動向	
1	これまでの人口の推移	18
2	将来人口推計	19
3	人口の将来展望	20

■ 第2部 基本構想

第1章	将来都市像	25
第2章	基本目的	29

■ 第3部 本論

第1章	政策・施策の体系	34
第2章	重点テーマ	37
1	自然減対策	38
2	社会減対策	40
3	持続可能な行政運営	42
第3章	基本計画	
	基本目的Ⅰ 安全と環境	
01	防災	48
02	防犯	52
03	自然環境	54
04	ごみ・資源	58
	基本目的Ⅱ 福祉と健康	
05	地域福祉	62
06	高齢者	64
07	障がい	66

08	社会保障	68
09	健康	70
10	医療	74
基本目的Ⅲ 子育てと学び		
11	子育て	78
12	学校教育	80
13	青少年	84
14	生涯学習	86
15	文化	88
16	スポーツ	90
基本目的Ⅳ 経済と都市		
17	産業	94
18	商業	96
19	労働環境	98
20	農業	100
21	観光	102
22	まちのにぎわい	106
23	土地利用	110
24	道路・交通	112
25	居住環境	114
26	公園・緑地	116
基本目的Ⅴ 行政経営		
27	市民協働	121
28	人権の尊重	122
29	行政活動	124
30	情報の共有	128

■ 第4部 附属資料

策定経過	132
策定体制	136
委員名簿	138
諮問書・答申書	140
関係例規	144
市民アンケート結果	148

(表紙)

第 1 部 序論

(写真)

(表紙)

第 1 章 総合計画の概要

1 策定の趣旨

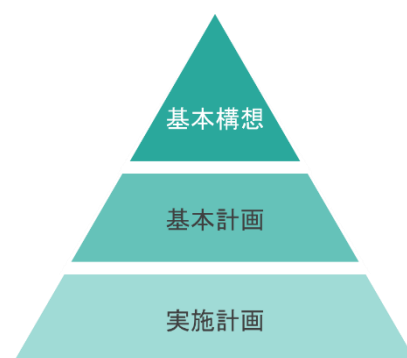
本市では、目標年次を令和12年度（2030年度）とした「館林市第6次総合計画」を令和3年（2021年）に策定し、将来都市像として「里沼の息づく 次世代へ安心をつなぐ 暮らしやすいまち 館林」を掲げ、その実現に向けて、前期基本計画（令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）まで）に基づき各施策を推進してきました。

この間、日本全体における人口減少と少子高齢化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化、デジタル技術の進展など社会が激動する中、本市を取り巻く状況も大きく変化しています。

このような変化に、的確かつ迅速に対応し、市の持続的な発展を図るために、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までのまちづくりの指針となる後期基本計画を策定するものです。

2 計画の構成と期間

総合計画の構成は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の三層構成とします。なお、「実施計画」は別に定めます。



構成	R 3 2021	R 4 2022	R 5 2023	R 6 2024	R 7 2025	R 8 2026	R 9 2027	R 10 2028	R 11 2029	R 12 2030
基本構想	10年間									
基本計画	【前期基本計画】 5 年間					【後期基本計画】 5 年間				
実施計画	3 年間（ローリング方式により毎年度見直し）									

(1) 基本構想

基本構想は、市の将来目標及び基本的施策を明らかにするもので、将来都市像及び5つの基本目的で構成されています。

期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に基づいた市の施策を明らかにするもので、将来都市像及び5つの基本目的を達成するために、総合的かつ体系的に施策の方向を示すものです。

社会情勢を踏まえ、計画を実態に即したものとするために、基本構想で示した10年間を前期・後期に分け、前期基本計画は令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）まで、後期基本計画は令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までを期間とする5年計画とします。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に基づいた施策の主要な事務事業を明らかにするもので、毎年度の予算編成の根拠となるものです。

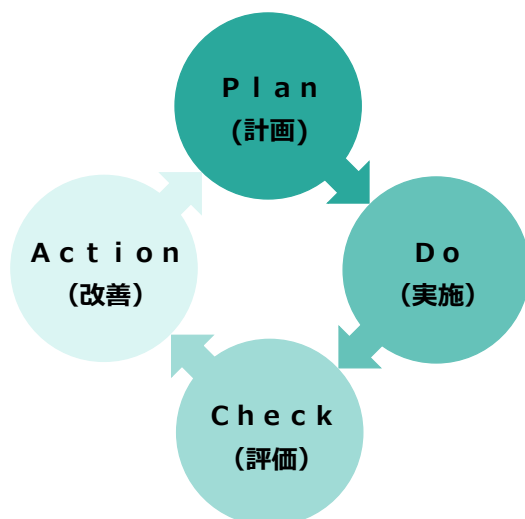
この計画に掲げた重要な施策や事業は、市民にとって実効性を確保しなければならないものであることから、社会情勢の変化に対応するために、期間は3年間の短期計画とし、ローリング方式により毎年度見直しを行います。

3 計画の進行管理

総合計画を推進するに当たり、継続的な改善や見直しを行うとともに、市民と行政が課題を共有することが必要です。

そのために、策定された基本構想や基本計画、実施計画、総合戦略といった計画（Plan）、計画などに基づく具体的事業の着実な実施（Do）、実施に伴う評価（Check）、評価・検証に基づいた改善（Action）、いわゆるPDCAのサイクルによる進行管理を行います。

具体的には、計画に基づく事業を実施し、分野ごとに設けた指標の達成状況の把握や市民アンケートなどによる客観的な評価・検証を行い、その結果を改善に生かします。また、結果については広報紙やホームページなど様々な方法で市民に伝えて共有することで、実効性のある総合計画の推進に努めます。



- ・ Plan（計画）
基本構想の策定、基本計画の策定、
実施計画の策定
- ・ Do（実施）
予算編成、具体的事業の実施、
職員定員管理 など
- ・ Check（評価）
指標達成状況の把握、市民アンケートなど
- ・ Action（改善）
基本計画の見直し、実施計画の見直し

4 「第3期館林市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との関連性

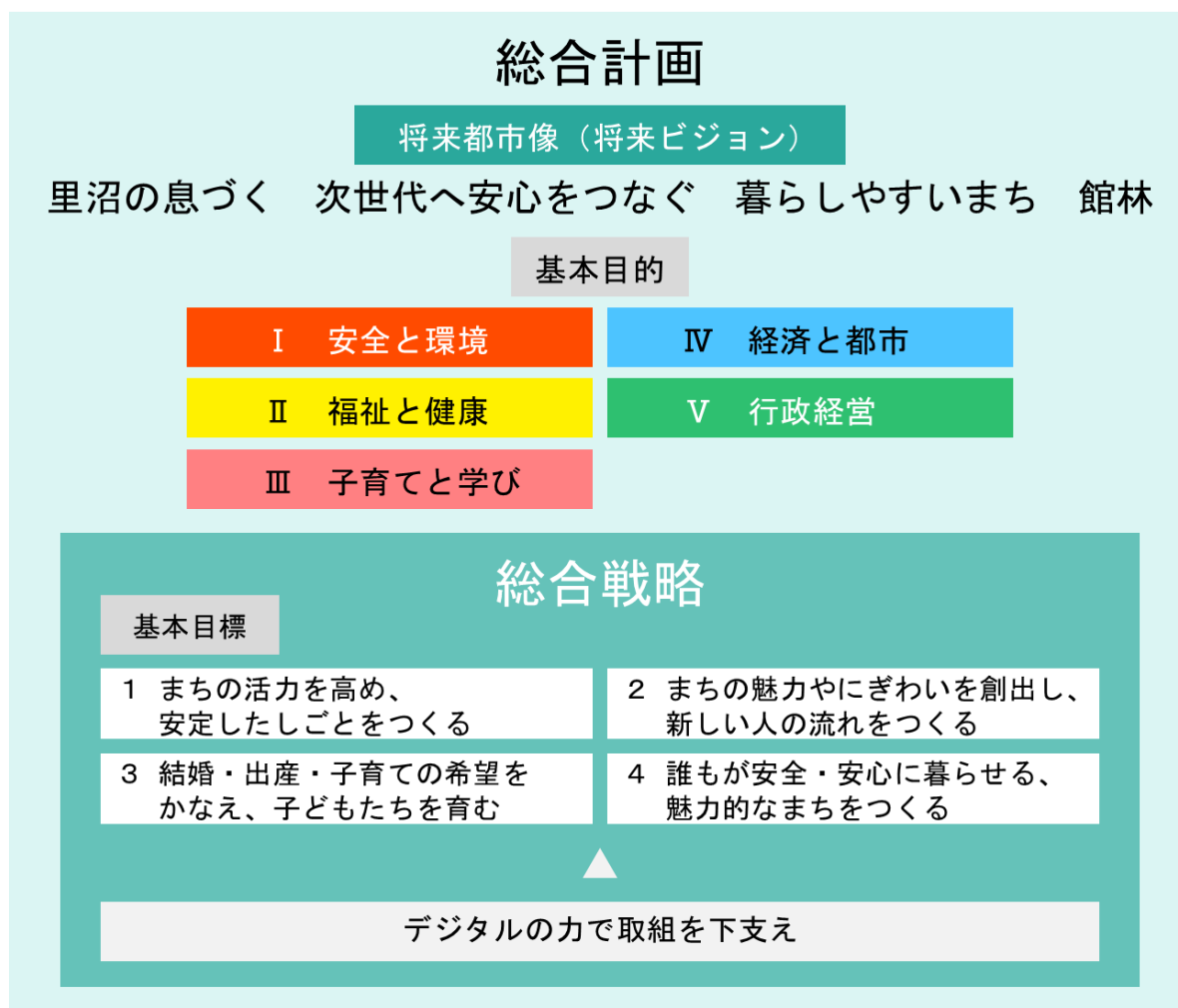
総合計画は、本市のまちづくりの指針となる、本市における最上位計画として位置づけられています。

そうした中、本市では、「まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）」に基づき、人口減少と地域経済の縮小に歯止めをかけるため、取り組むべき目標や施策の基本的方向、具体的な施策などをまとめた「第3期館林市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を令和8年（2026年）3月に策定しました。

この「第3期館林市まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、本市の最上位計画である総合計画に包含される個別計画の位置づけとして、総合計画との整合性に留意しながら策定を行っており、この計画に基づき、地方創生に係る各種取組を推進していきます。

計画期間は、「館林市第6次総合計画（後期基本計画）」と同じく令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間です。

【「総合計画」と「総合戦略」の関係性（イメージ）】



(表紙)

第2章 策定の背景

1 社会の状況

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

日本の総人口は平成 20 年（2008 年）をピークに本格的な減少局面を迎えると同時に、平均寿命の延伸・団塊世代の高齢化により、高齢者の割合は増加の一途をたどっています。

人口減少と少子高齢化の進行は、社会全体の縮小、人手不足の深刻化や社会保障制度の崩壊などの影響を及ぼすため、生活の利便性やまちのにぎわいの低下を招き、さらなる人口減少に陥るという悪循環を生む可能性があります。

このような人口減少社会においては、持続可能な行政運営の実現に向けたDXの推進とあわせて、人口減少と少子高齢化の抑制のための子育て世代への支援の充実やまちの活力とにぎわいの創出が求められます。

(2) 安全・安心への意識の高まり

日本では、東日本大震災を例とする地震や台風、豪雨など、様々な大規模災害が頻発し被害が激甚化しているとともに、高度経済成長期に整備された公共施設やインフラの老朽化が著しく進行しています。

さらに、世界経済と日々の市民生活に大きな影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症の発生や、すでに収束したと考えられていた感染症の再拡大などの影響もあり、このような現状に対する住民の安全・安心への意識の高まりが見られます。

このため、防災・減災対策の強化のほか、新型感染症などに対する危機管理体制の構築など、あらゆる分野において、安全・安心の視点を重視した取組を進めていく必要があります。

(3) 地球環境問題の深刻化

近年、地球規模において、気候変動に伴う温暖化や大規模な自然災害、現代社会の大量生産・大量消費による資源の過剰消費及び廃棄物増加など、様々な環境問題が発生しています。

さらに、エネルギーや水、食料などの資源の需要拡大に伴う過剰な消費や環境破壊などにより、貴重な資源が枯渇するリスクが顕在しています。

このため、持続可能な社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入や資源の有効活用、環境負荷の少ないライフスタイルの普及・啓発など、幅広い施策に取り組む必要があります。

インフラ 道路橋、トンネル、河川、下水道、港湾などの、経済活動を支え、人々の生活を豊かにする基盤のこと。

再生可能エネルギー 太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど、持続的に利用することができるエネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。

(4) 地域福祉課題の複合化と健康増進の必要性の高まり

近年、社会的孤立や生活困窮、ひきこもりなど様々な要因が絡み合い、分野別のサービスや相談体制では対応が難しい複合的な地域福祉の課題が表面化しています。

また、高齢化により介護や医療の需要が増大しているほか、生活環境や労働環境の変化、SNSの普及などにより、若い世代や中高年世代の生活習慣病・精神疾患の増加も深刻な問題となっています。

これらに対応するため、地域福祉を担う多様な主体が相互に支え合う仕組みの構築・充実を図るとともに、予防医療や健康づくり活動、メンタルヘルスケアの推進などに取り組む必要があります。

(5) 子育て家庭を取り巻く状況の変化

日本では、少子化が深刻化するとともに、共働き世帯や核家族の増加などにより、地域と子育て家庭の関わり方が大きく変化しています。

このような中、妊娠期における心身の負担の増大や育児の孤立化、教育環境の変化など、子どもや子育てをめぐる課題が複雑化・多様化しています。

これらの課題解決に向けては、社会情勢の変化に柔軟に対応しつつ、妊娠から出産・子育て期にわたり切れ目なく支援するとともに、よりよい教育環境の整備に取り組んでいくことが求められています。

(6) 地方における経済状況の停滞

国内の近年の景気動向は、地政学的リスクの影響などにより先行きが不透明であるものの、コロナ禍以降緩やかに回復が進んでいますが、地方における経済は、少子高齢化や人口減少とも相まって、依然として厳しい状況が続いています。

このような中、商工業における事業所数の減少や農林業における担い手の減少による耕作放棄地の増加、さらにはエネルギー価格の上昇などに伴う急激な物価高騰による家計への負担増など、地域の活力の低下が危惧されています。

このため、地域の活力の創出に向け、企業誘致などによる産業振興や中心市街地活性化をはじめとする商業の振興、豊かな自然を活かした農業の推進、物価高騰対策など、様々な経済活性化施策に取り組む必要があります。

社会的孤立 客観的に見て、家族や地域社会との接触が少ない状態のこと。

SNS Social Networking Service の略称。ユーザーがプロフィールを作成し、他のユーザーとコミュニケーションを取ったり、コンテンツを共有したりするウェブサイトやアプリケーションのこと。

メンタルヘルス こころの健康状態のこと。

(7) ライフスタイルや価値観の多様化

働き方改革の推進やデジタル技術の進展などに伴うライフスタイルや価値観の多様化により、地域コミュニティへの関わり方が変化しています。

一方で、外国人住民が急激に増加し、地域において様々な国籍や民族、文化などが混在することで急速にグローバル化が進んでいます。

このような変化に対応するため、お互いを認め合い、良好な関係を築くことができる「地域共生社会」・「多文化共生社会」の実現に向けて、地域に住む多様な主体が世代や分野を超えて社会に参加できるよう、地域活動を支援することが大切です。

(8) 社会のデジタル化の進展

近年、スマートフォンなどの情報通信機器の普及に加えて、デジタル技術の進展や新たなデジタルサービスの台頭などを背景に、社会生活における様々な場面で利便性の向上が期待されています。

しかし、デジタル化が急速に進む一方で、情報セキュリティ・個人情報保護に対する不安や、デジタルデバイドが生じています。

このため、多様化する地域課題や住民ニーズへの対応に向けてDXを推進するとともに、すべての人々が安全・安心にデジタル技術を活用できるような「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現が求められています。

グローバル化 社会的・経済的に国や地域を超えて世界規模で結びつきが深まること。

地域共生 地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくこと。

多文化共生 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

デジタルデバイド デジタル技術を活用できる人とそうでない人との間の格差のこと。

DX Digital Transformation の略称。デジタル技術の活用を通して生活やビジネスを変革すること。

2 市民ニーズの把握

総合計画を策定するにあたり、18歳以上の市民2,000人（無作為抽出）を対象に、まちづくりの満足度・重要度や館林市の将来像などについて、令和6年度に市民アンケート調査を実施しました。（有効回収790人）

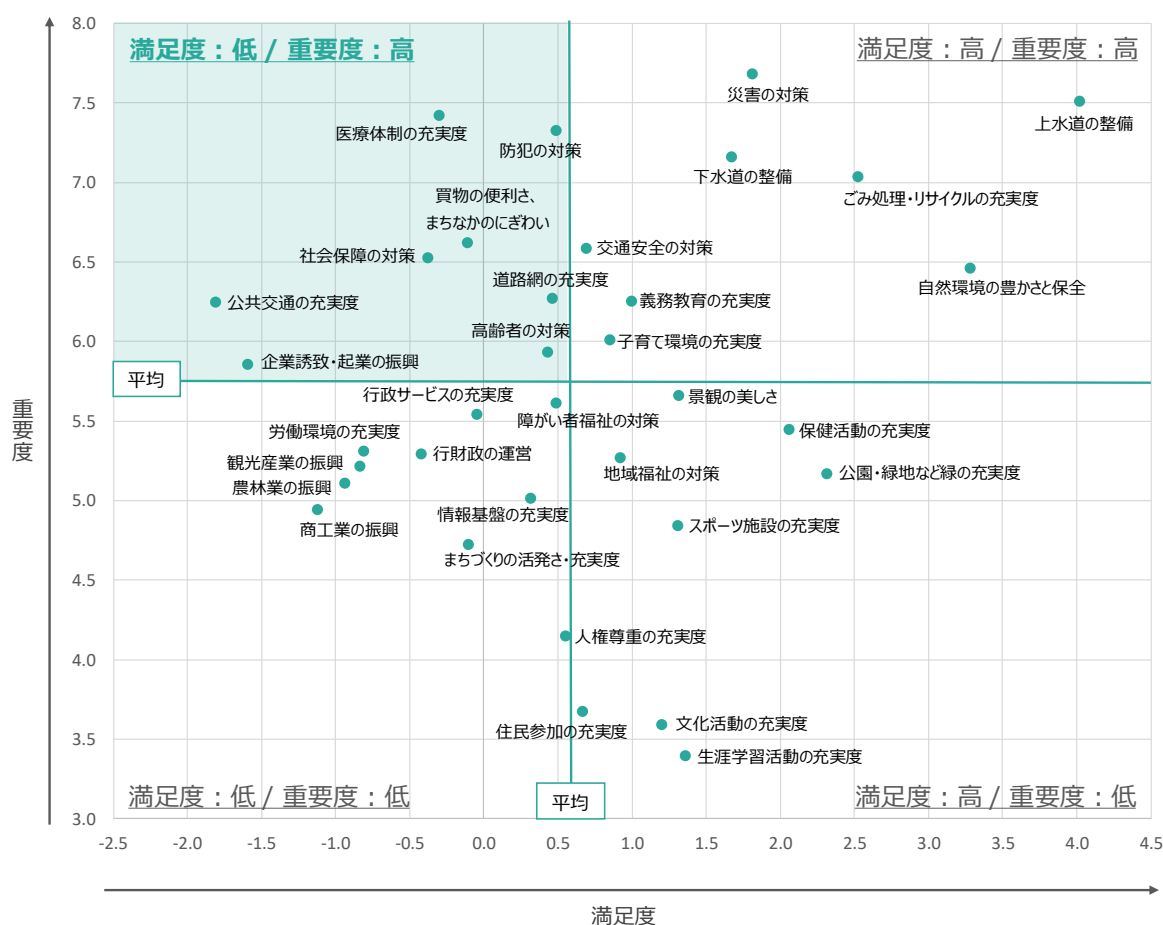
(1) 現状の満足度と今後の重要度

本市が第6次総合計画（前期基本計画）で進めてきた施策34項目について、現状の満足度と今後の重要度について質問しました。（それぞれの項目ごとに1つ選択）

その結果について、満足度と重要度をそれぞれ横軸、縦軸に設定し、分布図を作成しました。また、満足度と重要度それぞれについて34項目の点数の平均点を算出し、グラフ上にラインを引くと4つのエリアに分類されます。ここでは「満足度が低く重要度が高い」項目となる左上エリアを中心に見ていくこととします。

「満足度が低く重要度が高い」項目は、市民が重要であると考えているにも関わらず現状に満足できていないものであり、今後取り組むべき課題と考えられます。

【分布図（満足度・重要度）】



●満足度が低く重要度が高い項目

○生活環境分野

- ・ 防犯（犯罪を防ぐ取組、パトロールなど）の対策

○福祉分野

- ・ 高齢者（福祉・介護サービス、社会参加など）の対策
- ・ 社会保障（国民健康保険、年金、生活困窮者、母子・父子家庭など）の対策

○保健・医療分野

- ・ 医療体制（地域医療、休日医療など）の充実度

○快適・環境分野

- ・ 買物（商店、スーパーなど）の便利さ、まちなかのにぎわい
- ・ 道路網（国道、県道、市道など）の充実度
- ・ 公共交通（鉄道・バスなど）の充実度

○産業・観光・交流分野

- ・ 企業誘致・起業（新規企業誘致、起業など）の振興

(2) 今後のまちづくりの方向性

館林市の将来像について、今後どのようなまちづくりを目指していくべきかを質問しました。（18 の選択肢から 5 つを選択）

その結果、「犯罪がなく、災害に強い安全なまち」が 59.2%と最も高く、次いで、「高齢者や障がい者にやさしく、だれもが住みやすいまち」（50.4%）、「健康で安心して暮らし続けられるまち」（47.6%）の順となっています。

【アンケート結果】



(表紙)

第3章 人口の動向

1 これまでの人口の推移

本市の昭和 55 年（1980 年）から令和 2 年（2020 年）までの人口を見ると、平成 17 年（2005 年）頃までは上昇傾向にあり、ピーク時には 79,454 人でした。

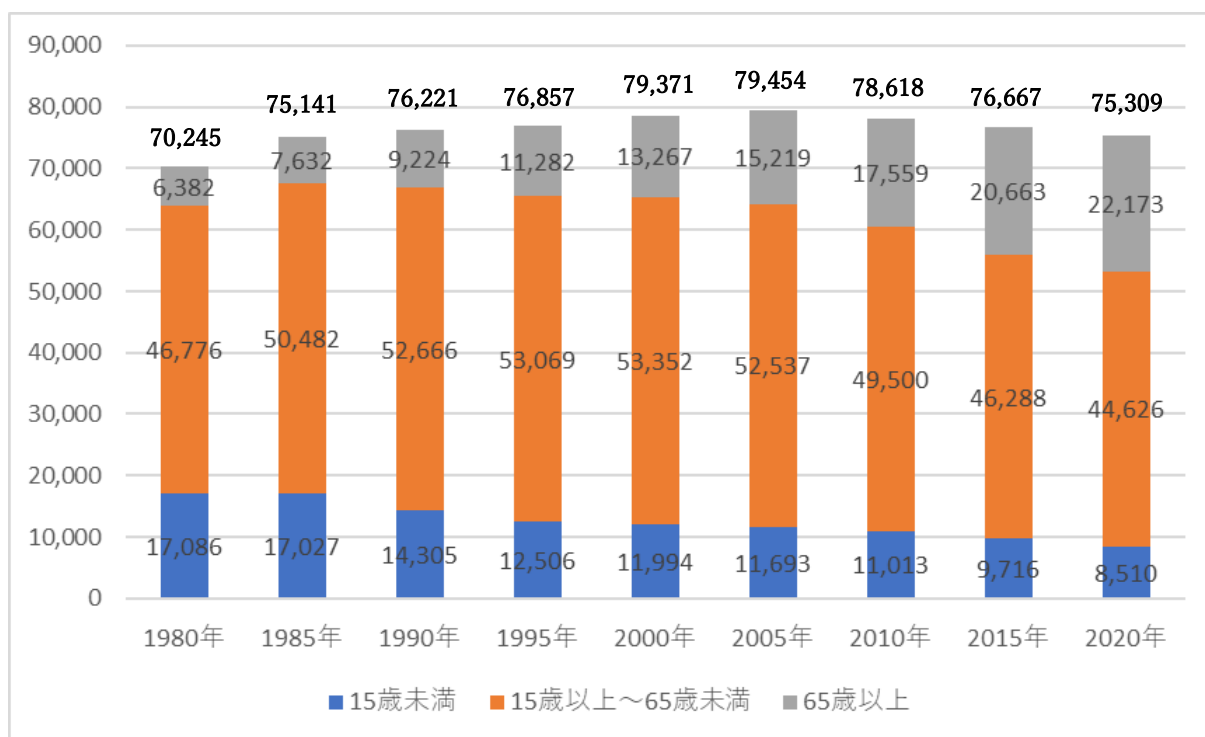
しかし、日本全体の少子高齢化の流れと同じくその後は下降傾向となり、令和 2 年（2020 年）では 75,309 人となっています。

このような中、総人口を年少人口（15 歳未満）、生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）、老年人口（65 歳以上）の 3 つに分け詳しく見ると、生産年齢人口および年少人口と老年人口で異なる傾向が見られます。

年少人口は昭和 60 年（1985 年）まで横ばいであったものの、その後減少傾向が続いています。

また、生産年齢人口は、平成 12 年（2000 年）に 53,352 人まで増加し、減少傾向に転換しています。

一方、老年人口は増加傾向が続いており、令和 2 年（2020 年）には 22,173 人まで増加しています。



出典：総務省統計局「国勢調査」

2 将来人口推計

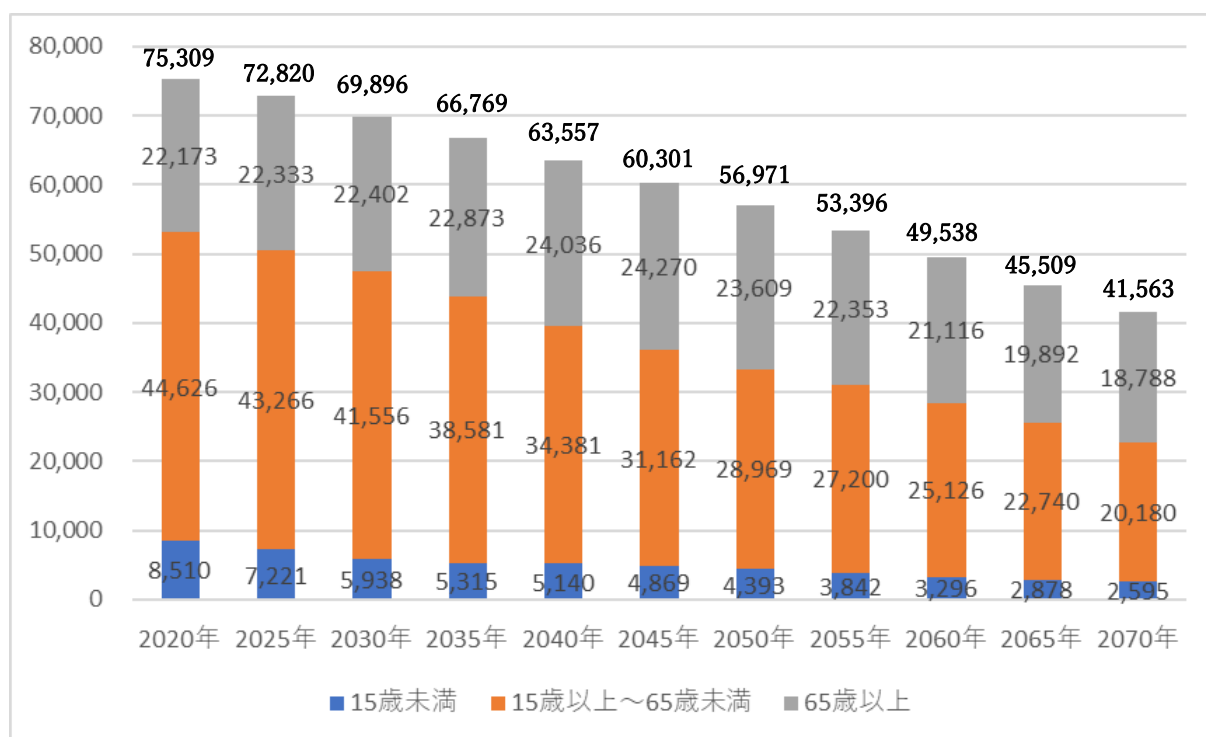
国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の推計に準拠した算出による、本市の令和2年（2020年）から令和52年（2070年）までの人口の推計を見ると、30年後の令和32年（2050年）には60,000人を下回り、50年後の令和52年（2070年）には41,563人となると推測されています。

このような中、年齢3区分別（年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）、老年人口（65歳以上））の推計を見ると、年少人口は年々大幅に減少する見込みとなっています。

また、生産年齢人口についても、大幅に減少する見込みとなっており、年少人口の減少と同様、対策が求められます。

老年人口は令和27年（2045年）までは増加傾向となっていますが、それ以降は減少傾向となることが推測されています。

人口減少により、社会全体が縮小し、国内市場の売り上げ減少や人手不足の深刻化、社会保障制度の崩壊などの様々な問題の発生が懸念されることから、早急な対策が求められます。



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」
及び内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局提供ワークシート

3 人口の将来展望

社人研の推計に準拠した算出では、令和 52 年（2070 年）における人口は 41,563 人となり、令和 2 年（2020 年）から 33,746 人減少することが見込まれています。

そのような中、合計特殊出生率の改善や転入数の増加を図り、人口減少に少しでも歯止めをかけられるよう、総合計画や総合戦略などに基づく人口減少対策に資する各種施策に着実に取り組み、令和 52 年（2070 年）に 45,000 人の人口を確保し、将来にわたって持続可能な社会形成を目指します。

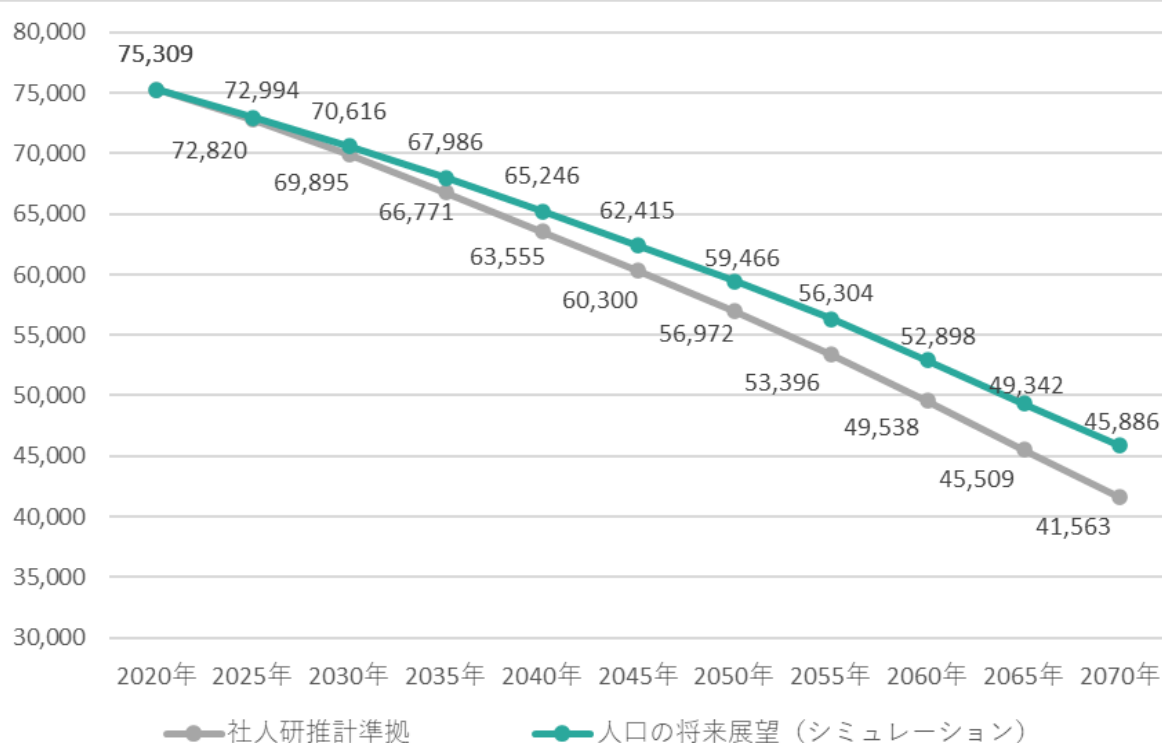
また、シミュレーションに基づく短・中期目標として、令和 12 年（2030 年）に 70,000 人、令和 32 年（2050 年）に 59,000 の人口の確保を目指します。

【人口の将来展望】

令和 52 年（2070 年）に人口 45,000 人の確保を目指します。

《人口の短・中期目標》

令和 12 年（2030 年）に 70,000 人、令和 32 年（2050 年）に 59,000 の人口の確保を目指します。



《人口の将来展望（シミュレーション）算出の前提条件》

- 合計特殊出生率：2030 年に本市において過去 10 年間で最も高かった数値である 1.42 を実現し、その後 2070 年まで 1.42 を維持
- 純移動率：社人研数値からすべての世代において 10%増加

(表紙)

第 2 部 基本構想 (写真)

(表紙)

第 1 章 将来都市像 (写真)

将来都市像

「里沼の息づく 次世代へ安心をつなぐ 暮らしやすいまち 館林」

第5次総合計画におけるこの10年間は、全国各地において自然災害が多発した期間でありました。災害多発期に入ったともいえるこうした状況に備え、今後もより一層の水防災意識社会づくり、大規模地震に対する強靱なまちづくりが求められます。加えて、新型ウイルスなどをはじめとする感染症対策においても、万全なリスク管理が重要になってきたといえます。

一方で、社会全体としては、人口減少化時代を見据えて、東京一極集中を回避でき、本市が持続できる人口規模を維持していけるよう、今後10年の対策を講じる必要があります。

そうした多くの課題を抱える中ですが、令和元年に本市の「里沼」が日本遺産に認定されました。多くの沼を母胎に持つ館林が、長い歴史をかけて築いてきた、人と自然の調和した沼辺文化が、まさに評価されたものです。

四季折々の草花に彩られ、豊かな鳥のさえずりに耳をすまし、米麦の田園風景に目を潤されながら、館林の人々は日々、自然に心を抱かれています。先人から引き継がれた、美しい環境を、今後も保全しながら、自然との共生を図ってまいります。

郷土に誇りを持ち、地域の課題を共有できる、協働、共創、公民の連携によるまちづくりを進めるとともに、自然災害、環境問題、人口問題、産業構造など、あらゆる面において強靱で持続可能な里沼のまちを目指すとした「里沼の息づく 次世代へ安心をつなぐ 暮らしやすいまち 館林」を第6次総合計画の将来都市像といたします。

(表紙)

第2章 基本目的 (写真)

基本目的

■ 基本目的Ⅰ 安全と環境

「危機対応能力が高く 良好な生活環境で暮らせる 安全安心なまち」

自然災害リスクや社会的リスクに対しても、危機対応能力が高く、里沼をはじめとした人と自然が共生してきた美しい環境を守りつつ、良好な生活環境を市民とともに築けるまちを目指します。

■ 基本目的Ⅱ 福祉と健康

「地域で支え合い 生涯健康で暮らせる 幸福感の高いまち」

皆で支え合うことのできる社会の実現を目指し、地域における人と人のつながりを構築していきます。さらに、健康寿命を延ばし、多くの人が生涯を通じて活躍できるようになることで、社会全体の幸福感と活力を高めるまちを目指します。

■ 基本目的Ⅲ 子育てと学び

「育てる幸せを感じ 生涯にわたり互いに学び続ける 家庭と文化を築くまち」

安心して子どもを産み、自信にあふれる子どもに育てられ、また、誰もが生涯にわたりその個性を生かし学び続け、スポーツにも親しめる環境の整ったまちとして、豊かな心の人々と家庭が、香り高く地域文化を織りなすまちを目指します。

■ 基本目的Ⅳ 経済と都市

「都市と自然が調和し 人と産業が躍動する 魅力あるまち」

館林は首都圏から近く、北関東の中心的位置に立地する一方、安らぎを与えてくれる自然環境と快適に暮らせる都市機能の調和が図られています。そうした地理的優位性や歴史と文化を最大限活用し、人と産業が躍動する魅力的なまちを目指します。

■ 基本目的Ⅴ 行政経営

「公民連携を推進し 地域経営の視点を持つ 持続可能なまち」

今や行政は、戦略的な地域経営の視点を持ち、地域や民間の経営主体と、連携、協働によるネットワークの仕組みを構築していくべきです。また、新たな財源の確保、そして経済効果を追求する自治体経営を行うことが必要となります。それらを基本とした公民連携を推進し、持続可能なまちを目指します。

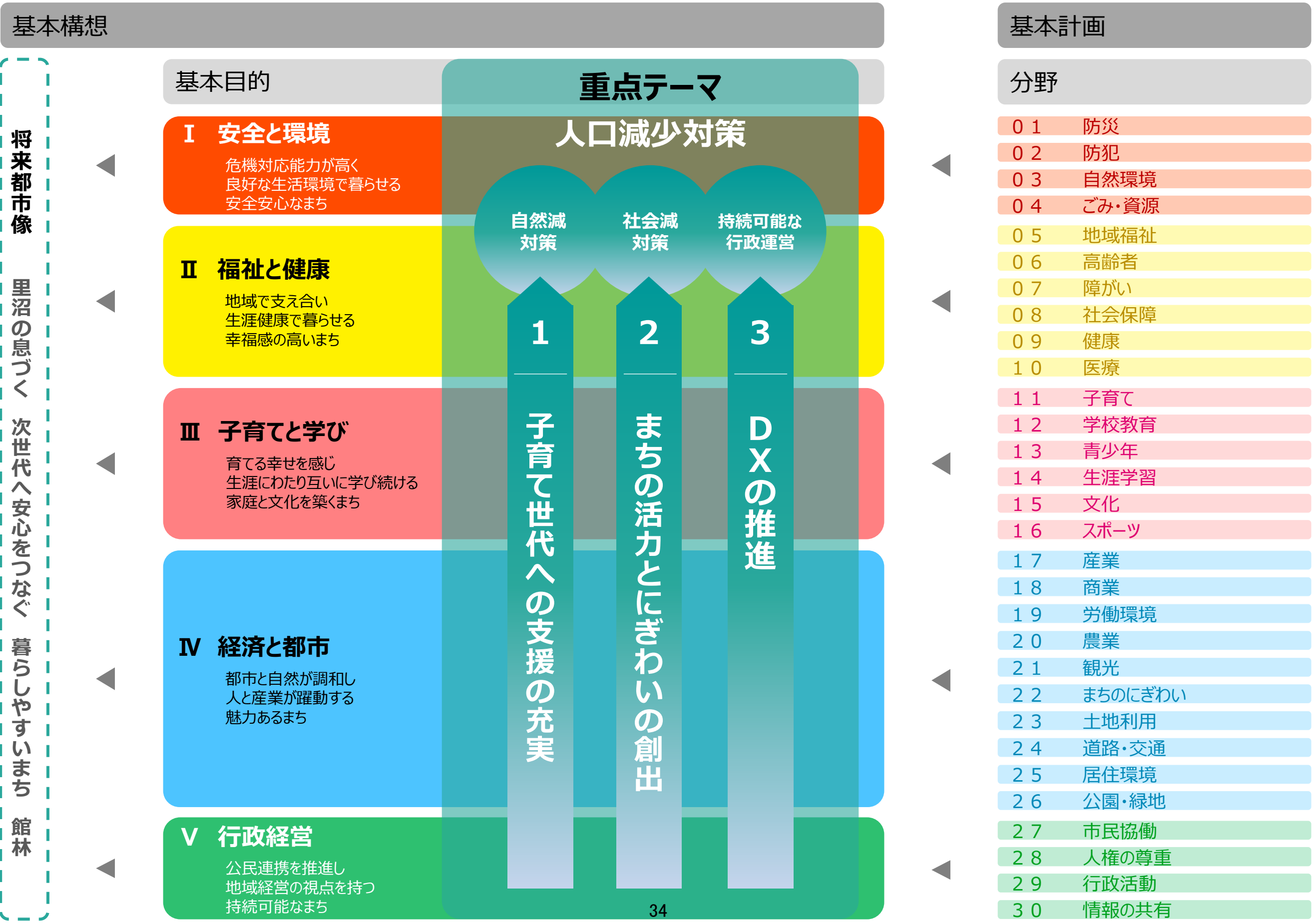
(表紙)

第3部 本論 (写真)

(表紙)

第 1 章 政策・施策の体系 (写真)

◎ 政策・施策の体系図



(表紙)

第2章 重点テーマ (写真)

重点テーマ「人口減少対策」

背景

国内では人口減少の加速が顕著であり、本市においても、このまま特段の対策を行わなければ人口が急速に減少することが見込まれます。

人口減少が進行すると、社会全体が縮小し、人手不足の深刻化や社会保障制度の崩壊などの様々な問題の発生が懸念されることから、本市の持続的な発展に向けて「人口減少対策」が急務となっています。

方針

前期基本計画策定時から社会情勢などが変化している中、まちを持続させるために必要不可欠な「人口減少対策」について、新たに「重点テーマ」として設定します。この「重点テーマ」を後期基本計画における5つの基本目的と横断的に関連付け、各種施策に取り組みます。

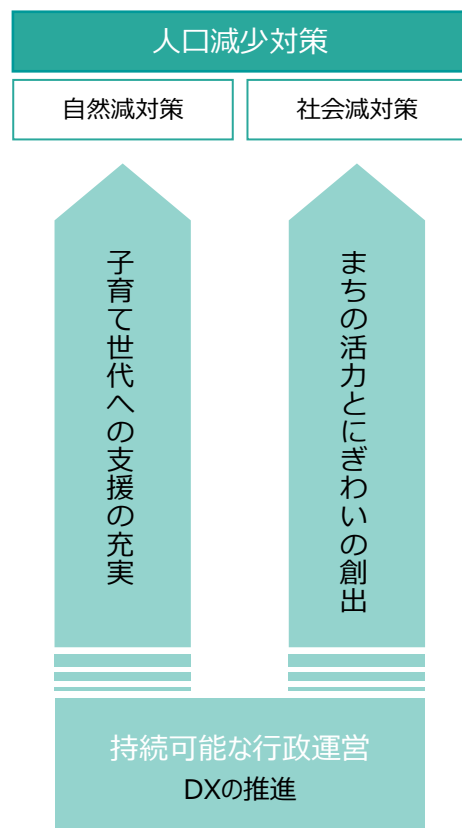
重点テーマの推進に向けて

人口減少の要因として、「自然減」と「社会減」の2つの側面があります。

よって、「自然減」と「社会減」のそれぞれに対応した取組を進める必要があり、「自然減対策」としては「子育て世代への支援の充実」を、「社会減対策」としては「まちの活力とにぎわいの創出」に資する取組を強化します。

また、人口減少が進行した状況下においても市民サービスを維持する必要があることから、「持続可能な行政運営」を行うため、「自然減対策」「社会減対策」の双方を下支えする取組として「DXの推進」に努めます。

イメージ図



自然減 一定期間における出生・死亡に伴う人口の動きのうち、死亡数が出生数を上回っている状態のこと。

社会減 一定期間における転入・転出に伴う人口の動きのうち、転出数が転入数を上回っている状態のこと。

子育て世代 子どもを産み育てているかどうかにかかわらず、おおむね18歳～40歳代の年齢層のかたを広く指すもの。

DX Digital Transformationの略称。デジタル技術の活用を通して生活やビジネスを変革すること。

1 自然減対策（子育て世代への支援の充実）

ねらい

結婚を希望する方への支援や、妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援を充実させるとともに、よりよい教育環境を整備することにより、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進します。

取組

① 結婚を希望する方への支援

ライフスタイルの多様化を踏まえ、結婚を希望する方に対する経済的支援や出会いの機会の提供に努めます。

▶ 主な施策

- ・ 婚活などに関する各種支援

1 1 : 子育て

2 2 : まちのにぎわい

② 妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援

全ての妊産婦・子育て世帯・子どもに対し、一体的に相談支援を行うとともに、児童虐待防止や子育てに困難を抱える家庭に対する支援を行います。

▶ 主な施策

- ・ 母子保健・児童福祉の両機能の一体的な支援体制の構築
- ・ 地域子育て支援の推進
- ・ 質の高い保育サービスの充実

1 1 : 子育て

1 1 : 子育て

1 1 : 子育て

自然減 一定期間における出生・死亡に伴う人口の動きのうち、死亡数が出生数を上回っている状態のこと。

子育て世代 子どもを産み育てているかどうかにかかわらず、おおむね18歳～40歳代の年齢層のかたを広く指すもの。

③ よりよい教育環境の整備

児童生徒の自主的な学習を促進するとともに、将来にわたって教育環境を確保するため、学校の規模や適正な配置について検討を進めます。

▶ 主な施策

- ・ 学習環境や生活環境の充実
- ・ 教育環境の更なる充実
- ・ 地域の教育力を生かした学校運営

1 2 : 学校教育

1 2 : 学校教育

1 2 : 学校教育

指標

指標名	現状値 (令和6年)	目標値 (令和12年)
合計特殊出生率 (群馬県人口動態調査)	0.95 (令和5年)	1.42
自然増減数 (群馬県移動人口調査)	△735 人	△1,200 人

合計特殊出生率 1人の女性が一生のうちに産む子どもの数。

自然増減数 一定期間における出生・死亡に伴う人口の動きのうち、出生数と死亡数の差分のこと。

2 社会減対策（まちの活力とにぎわいの創出）

■ ねらい

地域資源を最大限に活用し、移住・定住の促進や産業の活性化などに取り組むことにより、まちの活力とにぎわいを創出し、人や企業に選ばれるまちづくりを推進します。

■ 取組

① 移住・定住の促進と関係人口の創出・拡大

本市の魅力の発信やきめ細やかなサポートによる移住・定住の促進を図るとともに、市外の方が地域と関わる機会を提供する官民連携の取組の実施などにより、地域の活性化に繋がる関係人口の創出・拡大を図ります。

▶ 主な施策

- ・ 移住・定住の促進
- ・ 関係人口の創出・拡大
- ・ 空き家の利活用の推進

2 2	：まちのにぎわい
-----	----------

3 0	：情報の共有
-----	--------

2 2	：まちのにぎわい
-----	----------

3 0	：情報の共有
-----	--------

2 2	：まちのにぎわい
-----	----------

2 5	：居住環境
-----	-------

② 企業誘致の推進と地域産業の支援

事業中の産業団地の造成の着実な実施と、継続した団地開発に向けた検討を進め、税収や雇用面で魅力がある製造業などの企業の誘致を推進するとともに、地域の事業者に向けた各種支援などに取り組みます。

社会減 一定期間における転入・転出に伴う人口の動きのうち、転出数が転入数を上回っている状態のこと。

関係人口 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々のこと。

▶ 主な施策

- 新規団地の造成・拡張及び企業誘致の推進
- 企業の連携・事業承継の支援
- アントレプレナーの発掘・育成と遊休不動産の活用
- 労働環境の整備・改善と就労支援

17：産業

17：産業

18：商業

22：まちのにぎわい

19：労働環境

③ 魅力的なまちづくりの推進

世界一のつつじや日本遺産「里沼」、歴史ある街並みなどのまちの資源の効果的な発信及び官民連携による本市のブランドイメージの向上に取り組むとともに、まちなかの賑わい向上に繋がる公共空間の効果的な利活用などにより、魅力的なまちづくりを推進します。

▶ 主な施策

- 世界一のつつじや日本遺産「里沼」などの地域の魅力の効果的な発信
- たてばやしブランドの構築と認知度の向上
- シビックプライドの醸成
- ウォーカブルなまちづくりの推進

15：文化

21：観光

30：情報の共有

18：商業

20：農業

15：文化

30：情報の共有

22：まちのにぎわい

25：居住環境

指標

指標名	現状値 (令和6年)	目標値 (令和12年)
社会増減数 (群馬県移動人口調査)	234 人	300 人

アントレプレナー 新しく事業を起こす人のこと。

遊休不動産 個人・企業が所有しているものの、活用されていない不動産のこと。

里沼 「里」と「沼」の合成語で、「里山」になぞらえた概念。

たてばやしブランド 館林の特性や風土、歴史と文化を活かした商品やサービスを開発・製造し、「館林」を地域内外に発信して利益につなげることを目指すもの。

シビックプライド まちへの「誇り」「愛着」「共感」をもち、まちのために自ら関わっていかこうとする気持ちのこと。

ウォーカブル 「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指したまちづくりの方向性のこと。

社会増減数 一定期間における転入・転出に伴う人口の動きのうち、転入数と転出数の差分のこと。

3 持続可能な行政運営（DX の推進）

ねらい

市民サービスと庁内業務のDX推進に取り組み、市民の利便性向上や行政コストの削減などを図ることにより、人口減少社会においても持続可能な行政運営の実現を目指します。

取組

① 市民サービスのデジタル化

スマート窓口及び各種行政手続のオンライン化の推進などにより、市民の利便性向上を図るとともに、生産性の向上などに繋がるデジタル技術などを活用した事業を行う企業の支援などにより、地域経済の活性化を図ります。

▶ 主な施策

- | | |
|----------------------|----------|
| • スマート窓口の推進 | 29：行政活動 |
| • 各種行政手続のオンライン化の推進 | 29：行政活動 |
| • 保育DXの推進 | 11：子育て |
| • デジタル技術などを活用した経営の支援 | 18：商業 |
| • スマート農業の推進 | 20：農業 |
| • 多様な観光客への対応 | 21：観光 |
| • タクシー助成システムの活用 | 24：道路・交通 |

DX Digital Transformation の略称。デジタル技術の活用を通して生活やビジネスを変革すること。

スマート窓口 インターネットや電子端末を活用して、行政サービスや情報の提供、手続の支援を行う窓口のこと。

保育DX 保育現場における業務効率化や保護者の利便性向上のため、保育分野の業務プロセスを見直すこと。

スマート農業 ロボット、AI、IoT などの情報通信技術を活用し、農作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減、農業の生産性の向上などを図るもの。

タクシー助成システム タクシー券の代わりとしてマイナンバーカードを活用してタクシー助成を行う仕組みのこと。

② 庁内業務のデジタル化

デジタル技術を活用し、行政における業務プロセスの見直しなどを進めることにより、行政コストの削減及び事務効率化を図ります。

▶ 主な施策

- A I などの利用推進
- ペーパーレスの推進
- テレワークの推進
- デジタル人材の育成・確保
- セキュリティ対策の徹底

29：行政活動

29：行政活動

29：行政活動

29：行政活動

29：行政活動

指標

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
行政手続のオンライン化に関する 市民満足度（5段階評価） (電子申請システムの利用者アンケート調査)	3.6 / 5.0	4.0 / 5.0
職員1人当たりの 時間外勤務時間（月平均） (市データ)	12.85 時間	10 時間

A I Artificial Intelligence の略称。人が実現する様々な知覚や知性を人工的に再現するもの。

ペーパーレス 紙の文書を使用せず、電子化された文書やデータを利用すること。

テレワーク インターネットやコミュニケーションツールを利用し、オフィス外で業務を行うこと。

デジタル人材 デジタル技術を活用して業務を行う能力を持つ人々のこと。

(表紙)

第3章 基本計画 (写真)

(表紙)

基本目的Ⅰ 安全と環境 (写真)

施策目的

防災意識や危機対応力を高め、自助・共助・公助が一体となった災害に強いまちになる

- ・ 災害に備えた防災意識や危機対応力の向上及び的確な組織形成
- ・ 気候変動を踏まえた浸水対策の強化
- ・ 災害活動拠点確保による被害の減少
- ・ 安全・安心な建築物の形成

現状と課題

- ・ **災害に備えた体制づくり**
災害時に被害を最小限に抑えるためには、様々な災害で想定される被害に備え、行政と関係機関が連携した体制づくりが必要です。
- ・ **多様化する災害への体制の確保**
市が対応する災害は多様化・大規模化しており、対応が困難になっているため、防災体制の充実が求められています。
- ・ **防災意識の向上**
被災者を出さない地域社会の実現に向けて、市民の防災意識の向上と自主防災活動の推進が必要です。
- ・ **浸水対策による被害の軽減**
気候変動の影響による浸水被害を軽減させるための対策が求められています。
- ・ **防火対象物及び危険物施設への適切な指導**
防火対象物及び危険物施設において、維持管理・事故防止について指導が必要です。
- ・ **住宅所有者の問題意識の低下**
住宅・建築物の所有者などが、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り込むことが求められています。
- ・ **災害時に備えた物資の不足**
災害時に備え、市民や事業者が食料などを備蓄することが求められています。

施策の方向

- ・ **防災意識の向上による防災組織の育成**
幅広い世代の防災に対する認識を深め、地域を担う防災リーダーなどの育成を促すとともに、自助・共助・公助が連携した体制を推進します。

- **危険箇所の早期発見による安全確保**
道路パトロールによる情報収集及び市民や関係機関と連携した危険箇所の早期発見と緊急対応を図るとともに関連情報を市民に迅速かつ的確に提供し、市民の安全を確保します。
- **大規模災害に備えた連携体制の整備**
防災拠点機能及び応援協定を生かした受援体制整備の推進を図ります。
- **浸水対策の推進**
浸水リスク情報の充実を図るとともに、排水施設の機能強化や計画的な整備、維持管理に努めます。
- **総合的な空き家対策の推進**
市民の安全と安心を確保するため、空き家の適正管理や活用などの総合的な空き家対策を推進します。
- **消防団の人材育成と設備の充実**
消防団員の人員の確保及び教育訓練を進めるとともに、効率的かつ的確に活動できるよう各種資機材や施設の充実強化を図ります。
- **災害予防のための環境整備**
建築物の所有者へ耐震診断及び耐震改修の促進や危険箇所の指摘を行い、災害を予防するための環境整備に努めます。
- **国土強靱化計画を踏まえた備蓄の確保**
災害時に対応ができるよう市民や事業者へ備蓄を促すとともに、市の備蓄への取組を推進します。

指標

指標	指標の内容	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
自主防災組織の組織率	市内 6 6 行政区のうち 自主防災組織を組織している行政区の割合	93.9%	100.0%
地区防災計画の策定率	市内 6 6 行政区のうち 地区防災計画を策定している行政区の割合	42.4%	85.0%
準用河川及び幹線排水路の整備率	事業計画に定める準用河川及び幹線排水路整備計画延長のうち整備済み延長の割合	78.5%	79.0%
公共下水道雨水きよの整備率	事業計画に定める雨水きよ整備計画延長のうち整備済み延長の割合	71.3%	74.0%
建物火災の平均放水開始時間	建物火災の通報から放水開始までの平均時間	9.62 分	8.00 分
救急事案の平均病院到着時間	救急事案の通報から病院到着までの平均時間	38.2 分	30.0 分
住宅用火災警報器の設置率	館林地区消防組合管内の設置率	70.0%	85.0%

準用河川 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定し管理する河川のこと。

幹線排水路 市街地や田畑からの排水を集め、河川へ排水するための水路のこと。

雨水きよ 大雨による浸水被害を防止するために設けられた管路（水路）のこと。

施策目的

地域と市が連携して、防犯に取り組む安全安心なまちになる

- ・ 地域ぐるみの防犯まちづくりの推進
- ・ 市民の防犯意識向上による犯罪の未然防止
- ・ 安全・安心な消費生活の実現
- ・ 協働による空き家トラブルの解消

現状と課題

- ・ **見守り活動の推進**
犯罪の起きにくい社会の実現に向けて、地域ぐるみの見守り活動が必要です。
- ・ **被害を防ぐ情報の共有**
特殊詐欺やインターネット社会における詐欺に対する相談・啓発体制の強化とともに、市民一人一人が正しい知識や情報を得ることが必要です。
- ・ **多様化する消費者トラブルへの対応**
消費者を狙った悪質商法や特殊詐欺の手口は巧妙化・複雑化しつつあり、深刻な消費者トラブルが多発している中、市民が安全安心な消費生活を営むことができるよう、消費生活に関する正しい知識・情報を得る機会の拡充が求められています。
- ・ **空き家所有者などへの注意喚起**
放置された空き家がもたらす生活環境への不安の解消が求められています。

施策の方向

- ・ **啓発と相談体制の充実**
詐欺などの被害を未然に防ぐための啓発や情報提供を行うとともに、相談体制を充実させ、関係機関と連携して市民生活の安全性の確保に努めます。
- ・ **防犯意識の向上による防犯環境形成**
幅広い世代の防犯意識の高揚を図るため、多様な主体の連携による安全安心な地域環境づくりを促進します。
- ・ **賢い消費者の育成及び消費者トラブルの未然防止**
消費者が悪質商法や特殊詐欺に遭わない「賢い消費者」となるよう、多様な手法や媒体を活用して啓発を行うとともに、学習機会提供の充実に努めます。
- ・ **トラブル解決のための的確な消費生活相談の実施**
消費者トラブルで悩んでいる市民に寄り添い、伴走型の消費生活相談を行います。
- ・ **空き家の適正管理**
空き家対策による良好な地域環境づくりを図ります。

指標

指標	指標の内容	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
刑法犯認知件数	市町村別刑法犯認知件数	607 件	500 件
消費生活センターによるあっせん解決率	消費生活センターによるあっせんの全件数に対して、消費者が納得し問題が解決した件数の割合 ※「あっせん」とは、消費者と事業者の間に生じたトラブルを円滑に解決するための重要な手段であり、第三者としての中立的な立場で問題に関与し、公平で適切な解決策に導くことで消費者を救済するもの	98.9%	97.0%

刑法犯認知件数 警察において発生を認知した事件の数。

あっせん 結果として最終的に解決したかどうかに関わらず、最終的な解決を目指して、事業者と消費者の主張を調整し、交渉すること。

施策目的

人と環境にやさしい快適な生活が送れるまちになる

- ・ 市民との協働による自然環境の保全
- ・ 環境にやさしい暮らしの実践
- ・ 沼辺文化を継承するための水質浄化
- ・ 適切な污水处理による生活環境の維持・向上

現状と課題

- ・ **環境問題改善に向けたライフスタイルや事業活動の見直し**
環境問題を改善するには、周辺環境や社会的変化を考慮し、自らのライフスタイルや事業活動を見直し、地球環境の保全に向けた活動を続けていくことが求められています。
- ・ **市民と関係機関との連携**
自然環境の保全活動及び環境衛生の向上を推進するために、行政のみではなく、市民や関係機関の理解及び協力が必要です。
- ・ **子どもたちの自然環境への関心の増進**
次世代を担う子どもたちが環境学習を通して、自然環境への興味や関心を高める必要があります。
- ・ **河川などの水質改善**
里沼として日本遺産に認定された城沼をはじめ市内にある沼や河川の水質改善に向けた持続的な取り組みが必要です。
- ・ **環境に配慮した污水处理の推進**
污水处理施設（下水道施設・し尿処理施設）の老朽化が進んでおり、安定した事業運営が求められています。

施策の方向

- ・ **多様な協力連携による自然環境の保全**
市民や事業者など多様な連携のもと、環境美化、衛生向上、水質改善及び在来希少動植物などの保全に努め、恵まれた自然環境を次世代に引き継ぎます。
- ・ **環境意識の高揚による各種活動の推進**
環境問題に対する啓発、環境教育の機会の提供及び学校などとの連携により、子どもをはじめとした幅広い世代の市民や事業者の意識の高揚を図り、日本遺産である里沼の水辺環境の保全など、主体的な環境活動への取組を推進します。

- **地球温暖化対策の推進**

脱炭素社会の構築を目指し、省エネルギー活動の推進や再生可能エネルギーの普及による温室効果ガス排出量の削減に努めるとともに、地球温暖化に伴う気候変動がもたらす異常気象などの影響の防止・軽減のための適切な対応に取り組めます。

- **各種調査による状況把握及び指導による公害防止**

県や関係機関と連携し、水質、大気、騒音、振動、悪臭、土壌及び地盤など各種調査を行い、状況を把握するとともに公害の未然防止に努めます。

- **持続可能な下水道事業運営**

持続可能な事業運営に向け、施設の計画的な整備・改築更新を進め、利用促進を図るとともに、安定した運転と維持管理に努めます。

- **効率的なし尿処理施設の運営**

し尿処理施設一体での長期包括委託など、民間事業者のノウハウを活用した施設運営を図ります。

指標

指標	指標の内容	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
下水道水洗化率	公共下水道を利用できる地区に住んでいる人のうち、どれくらいの人 が実際に下水道に接続し、水洗化しているかを 示す割合	92.0%	92.5%
BOD 数値 ・城沼流入部（五 号橋） ・城沼中央部 ・城沼流出部（洗 堰橋）	水の汚れ具合を表す目 安（BODとは、生物化 学的酸素要求量のこと で、微生物が有機物を分 解する時に必要とする 酸素量のこと） ※数値が低い方が良好 ※BODの環境基準値 は 5.0mg/ℓ 以下	流入部 3.7mg/ℓ 中央部 6.9mg/ℓ 流出部 10.0mg/ℓ	5.0mg/ℓ 以下
污水处理率	污水处理人口（実際に汚 水を処理している人口） を市内人口で除した割 合	84.6%	89.0%
第三次館林市環境 基本計画施策の取 組達成状況	環境基本計画における 施策の取組達成率	68.5%	75.0%

里沼 「里」と「沼」の合成語で、「里山」になぞらえた概念。

脱炭素社会 地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を抑制し、排出された二酸化炭素を回収・吸収することで、実質的な排出量ゼロを実現する社会のこと。

再生可能エネルギー 太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど、永続的に利用することができるエネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。

BOD 生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）の略称で、水の汚れ具合を示す指標の一つ。水中の有機物（汚れ）が微生物によって分解される際に使われる酸素の量を表し、数値が大きいくほど水が汚れていることを意味する。

施策目的

ごみを減らして資源を生かす循環型のまちになる

- ・ 環境に配慮した取組の定着
- ・ 地域でのごみに関するルールの定着
- ・ ごみの効率的で適正な処理・処分

現状と課題

- ・ **循環型社会の形成**
市民・事業者・行政が一体となって3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、環境負荷の少ない循環型社会を形成することが求められています。
- ・ **ごみの分け方・出し方の遵守**
生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り、3Rの取組を推進するため、市民一人一人のごみの分け方・出し方の遵守が求められています。
- ・ **ごみ処理施設の適切な運営**
ごみ処理施設の効果的、効率的な運用、そして延命化が求められています。

施策の方向

- ・ **ごみを減らす（生まない）仕組みづくり**
リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）に優先的に取り組むため、市民・事業者・行政のそれぞれの役割を明確化し、ごみを減らす仕組みをつくり、リサイクル（再生利用）を加えた3Rを推進します。
- ・ **地域と行政が一体となった普及啓発**
ごみステーションの巡回や説明会の開催など、地域と行政が一体となって、分け方・出し方の向上に努めます。また、子どもをはじめとした幅広い世代のごみに対する意識を高めるため、学校等との連携など環境教育に取り組みます。
- ・ **効率的なごみ処理施設の運営**
全ごみ処理施設一体での長期包括委託など、民間事業者のノウハウを活用した施設運営を図ります。

指標

指標	指標の内容	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
1 人 1 日当たりの ごみ排出量	ごみ総排出量（家庭ごみ 量＋事業ごみ量＋集団 回収量）を総人口と年間 日数で除した値	916 g / 人・日	830 g / 人・日
リサイクル率	ごみ総排出量のうちリ サイクルした量（資源化 量＋集団回収量）の割合	17.3%	25.0%

循環型社会 環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、有効活用することで、廃棄されるものを最小限におさえる社会のこと。

(表紙)

基本目的Ⅱ 福祉と健康 (写真)

施策目的

地域で支え合い、誰もが安心して暮らせるまちになる

- ・ 包括的な相談窓口による福祉的課題の早期発見・早期支援
- ・ 地域活動やボランティアの担い手の増加などによる地域での助け合いや支え合いの活発化
- ・ 民生委員・児童委員との連携や、地域での見守り活動などによる相談支援体制の充実
- ・ 生活相談や就労支援などによる、生活困窮者などの福祉増進と日常生活の自立、社会生活の自立、経済的な自立
- ・ 災害が発生したときに避難行動要支援者が安全に避難するための情報の確保

現状と課題

- ・ **多様化、複雑化した福祉ニーズの増加**
高齢、障がい、子ども、生活困窮など、多様化・複雑化した福祉ニーズが年々増加しているため、相談できる場所が求められています。
- ・ **地域活動の担い手の減少**
少子高齢化、人口減少などにより地域活動やボランティアの担い手が不足しているため、それらの活動をリードする人材の育成や担い手の増加が求められています。
- ・ **地域と行政の連携**
生活困窮者などに対して、地域での見守りの強化や関係機関との連携により、行政の相談窓口につないでいくことが求められています。
- ・ **生活困窮者や生活保護世帯の自立支援**
生活困窮者や生活保護世帯の日常生活の自立、社会生活の自立、経済的な自立のための支援が求められています。
- ・ **災害発生時の避難行動要支援者の避難支援**
大規模な災害が多発しており、自ら避難をすることが困難な方の避難支援が求められています。

施策の方向

- ・ **重層的支援体制整備事業の推進**
多様化・複雑化した福祉のニーズに対応する包括的支援体制の整備を推進します。
- ・ **地域活動やボランティアの担い手の育成**
福祉活動を行うボランティアやNPOなどの情報提供と活動への参加を支援します。

- ・ **民生委員・児童委員などとの連携**
民生委員・児童委員や関係機関との連携を図り、生活困窮者などが適切な支援を受けられるよう、関係する行政機関の相談窓口につながります。
- ・ **生活困窮者などへの就労支援の実施**
個々の世帯の実情を十分把握しながら、生活困窮者自立支援法などに基づく支援策を講じるなど、生活困窮者などの福祉の増進や日常生活の自立、社会生活の自立、経済的な自立を支援します。
- ・ **災害発生に備えた平時からの情報共有**
災害が発生した際、避難行動要支援者が安全に避難できるよう、地域住民や関係機関と連携し、平時からの情報共有に努めます。

指標

指標	指標の内容	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
福祉ボランティア登録者数	館林市社会福祉協議会のふれあいのまちづくり事業の一環として、個人でボランティア登録をしている方の人数及びボランティアグループの会員数	157 人	191 人
福祉 NPO 法人数	館林市社会福祉協議会の NPO 法人連絡協議会に加盟している法人数	10 法人	11 法人
民生委員・児童委員相談支援件数	民生委員・児童委員が毎年度の活動の中で、市民の相談や支援を行った件数	1,668 件	1,848 件
生活保護受給世帯から自立した世帯数	就労による収入増などの理由により、生活保護世帯から自立した世帯数	8 世帯	11 世帯

避難行動要支援者 要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児など）のうち、災害時に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を必要とする者。

重層的支援体制整備事業 令和 3 年 4 月の改正社会福祉法の施行に伴い創設された、「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくり」を一体的に実施する事業。

施策目的

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちになる

- ・ 住民相互の支え合い活動による生活支援と保健・医療・福祉が連携したサービスの提供などが一体的に行われる地域包括ケアシステムの推進
- ・ 身近な親族や地域の関係者などが一体となり、高齢者本人の見守りとその意思決定に向けた支援の充実
- ・ 地域活動と交流を通じ、生きがいのある生活を送る高齢者の支援と社会基盤の整備
- ・ 介護予防や閉じこもり予防、健康づくりに取り組む高齢者の支援と社会基盤の整備

現状と課題

- ・ **単身高齢者の増加**
高齢者のみの世帯数は年々増加しているため、健康寿命を延ばし、生きがいのある生活を実現できるような支援が求められています。
- ・ **権利擁護の必要性**
単身高齢者の増加に伴い、判断能力の不十分な方を保護する成年後見制度の必要性がより高まっています。
- ・ **医療費、介護需要の増大**
高齢化の進展により、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となった現在、医療費や介護の需要が更に増加することが見込まれています。
- ・ **在宅支援の充実**
高齢者のみの世帯数や後期高齢者人口は今後も増加が見込まれ、住み慣れた地域で安心して暮らしていくための在宅支援の必要性が高まっています。
- ・ **地域で支える認知症支援**
認知症の方が、住み慣れた地域で生活を継続できるよう、医療・介護・生活支援が連携したネットワークによる支援を行う必要があります。

施策の方向

- ・ **高齢者の社会参加の促進と自立した生活の支援**
高齢者の持つ豊かな知識や経験、技能が発揮され、生きがいのある生活が送れるよう、社会参加の促進と自立した生活の支援に努めます。
- ・ **高齢者の権利擁護の促進**
成年後見制度の利用が必要な方が、安心して暮らし続けるため、中核機関を中心に、地域や関係機関等と連携を図り権利擁護支援のネットワークを構築します。

- ・ **地域包括支援センターの機能充実**
地域包括ケアシステム推進のための中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能を更に充実させ、高齢者の生活を地域全体で支えます。
- ・ **地域包括ケア会議の活性化**
地域包括ケア会議を活性化させ、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に進めます。
- ・ **住民主体の生活支援が行われる地域づくりの推進**
住民相互の助け合いや支え合い活動を支援するなど、住民主体の生活支援が行われる地域づくりを推進します。
- ・ **地域で支える認知症支援体制の充実**
認知症の方が孤立することなく、地域の一員として希望をもって暮らせるよう、認知症地域支援推進員との連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。
- ・ **地域で取り組む介護予防活動の促進**
高齢者が健康で自立した日常生活を送れるよう、地域で取り組む介護予防活動を支援します。

指標

指標	指標の内容	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
地域包括支援センターの総合相談支援延べ件数	市内に 4 か所設置してある地域包括支援センターにおける総合相談支援延べ件数	5,788 件	7,300 件
通いの場に参加する高齢者の割合	通いの場に参加する高齢者の割合	3.03%	5.00%
認知症サポーター養成講座受講者数	認知症サポーター養成講座受講者数	392 人	400 人

地域包括ケアシステム 「06 高齢者」分野においては、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のことを指す。

認知症地域支援推進員 医療機関や介護事業所、関係機関との連携や、認知症の方や家族を支援する相談業務、認知症についての普及啓発活動などを行う専門職のこと。

通いの場 高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、閉じこもり予防、介護予防、生きがいがづくりなどを行う住民主体の活動の場のこと。

認知症サポーター 「認知症サポーター養成講座」の受講により誰でもなることができる、認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かい目で見守る地域の応援者。

施策目的

障がいのある方誰もが安心して自分らしく暮らせるまちになる

- ・ 専門的な助言やサービスの利用支援がいつでも受けられる相談支援の機能と体制の充実
- ・ 障がいのある方とその家族の安心した地域生活の実現
- ・ 障がい者総合支援センターの事業実施による、障がいのある方の自立した日常生活の実現と社会参加の促進
- ・ 障がいのある方の就労などの機会の確保

現状と課題

- ・ **相談支援体制の負担の増大**
障がい福祉サービスの受給者数が増加傾向にある中、相談支援専門員の増員や資質の向上など、相談支援体制の充実・強化が求められています。
- ・ **障がいのある方の重度化・高齢化**
障がいのある方の重度化、高齢化や親亡き後を見据え、緊急時に迅速に対応できる体制の充実が求められています。
- ・ **障がいのある児童への更なる支援**
障がいのある児童に対する重層的な地域支援体制の構築と、医療的ニーズへの対応が求められています。
- ・ **精神障がいのある方の自立**
精神障がいのある方が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送れるよう、医療や障がい福祉などの連携による地域包括ケアシステムの整備が求められています。
- ・ **障がいのある方の自立した日常生活と社会参加**
障がいのある方の自立した日常生活や社会参加の促進のため、障がい者総合支援センターには、多様なサービスの提供を行うとともに、地域との連携・協力に取り組んでいくことが求められています。
- ・ **障がいのある方の経済的自立や安定した地域生活**
障がいのある方の経済的自立や安定した地域生活に向け、個性にあった就労や生産活動などを行う機会が求められています。

施策の方向

- ・ **相談支援体制の充実・強化**
相談支援専門員の確保及び質の向上のために、相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置など、相談支援体制の充実・強化に努めます。

- ・ **地域生活支援拠点などの充実**
住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、障がいのある方の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を図ります。
- ・ **障がいのある児童の支援体制の充実**
障がいのある児童を社会全体で受け止め、適切な支援が受けられるよう、地域の中核的な療育施設となる児童発達支援センターの設置とともに、啓発の推進や人材の育成など、支援体制の充実に努めます。
- ・ **精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの整備**
精神障がいのある方が、地域で自立した生活が送れるよう、保健・医療・福祉関係者などが連携し、協議の場を通じて、地域包括ケアシステムの支援体制の整備に努めます。
- ・ **障がい者総合支援センターの役割の充実**
障がい者総合支援センターを多様なサービスを提供する拠点として、障がいのある方の自立した日常生活と社会参加を更に促進します。
- ・ **障害者総合支援法に基づいた支援の継続**
障がいのある方の就労や生産活動の機会を確保するために、障害者総合支援法に基づく支援を継続して行います。

指標

指標	指標の内容	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
相談支援専門員の人数	市内の相談支援事業所の相談支援専門員の数	21 人	24 人
障がい福祉サービスの満足度	障がいのある方へのアンケート調査の満足度	47.7% (令和 3 年度)	50.0%

地域包括ケアシステム 「〇 7 障がい」分野においては、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保される体制のことを指す。

相談支援専門員 障がい児・障がい者の意向を踏まえて、自立した日常生活や社会生活の実現のため、支援・中立・公平な立場から障害福祉サービス利用のための支援などを行う専門員。

施策目的

市民が安心して生活できるよう社会保障の機能が充実したまちになる

- ・ 安心して受診できる医療保険制度の持続的な運営
- ・ 公的な年金制度の持続的な運営
- ・ 利用者が住み慣れた地域で安心して元気に暮らし続けられるサービスの提供
- ・ ひとり親家庭などの自立と安定した生活の実現

現状と課題

- ・ **医療費の増加**
高齢化や医療の高度化により1人当たりの医療費が年々増加しており、医療保険制度を維持するための健全な財政運営が求められています。
- ・ **経済的な不安を抱える方への医療**
子ども、重度心身障がい者、母子・父子家庭など、経済的な不安を抱える方も含め、誰もが安心して医療を受けられる支援が求められています。
- ・ **公的年金の重要性の高まり**
高齢化の進行により公的年金の重要性が高まり、保険料納付率の向上や健全な年金財政運営が求められています。
- ・ **安定した介護保険制度の確保**
加速する高齢化に対応できる安定した介護保険制度が求められています。
- ・ **ひとり親家庭などへの支援**
ひとり親家庭などが自立して安定した生活を送るための支援が求められています。

施策の方向

- ・ **被保険者の資格適用の適正化**
被保険者の資格の適用を適正に行い、国民健康保険事業、後期高齢者医療制度の健全な運営に努めます。
- ・ **医療費の助成**
子ども、重度心身障がい者、母子・父子家庭などの健康を支えるため、必要な医療費の助成を行います。
- ・ **適用、給付、相談体制の充実**
年金制度の意義や役割、相互扶助の理解を求めるなど、市民に制度の周知を行い、より多くの市民が適正に年金を受給できるように努めます。
- ・ **介護予防と給付適正化の推進**
介護保険財政の健全化に向けて、自立支援・重度化防止と給付の適正化の取組を推進します。

・ **ひとり親家庭などへの支援の充実**

ひとり親家庭などの自立と生活の安定を図るため、経済的支援、就業支援、子育て生活支援などの相談体制の強化に努めます。

指標

指標	指標の内容	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
児童扶養手当受給者のうち自立支援のための能力開発及び資格取得のための各種支援事業を活用している人数	①母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 ②母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業 ③ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ①～③合計人数	0 人	10 人
特定健康診査の受診率（国民健康保険）	特定健康診査の受診率（国民健康保険）	39.1% (令和 5 年度)	50.0%
特定健康診査の受診率（後期高齢者）	特定健康診査の受診率（後期高齢者）	29.0%	37.9%

特定健康診査 生活習慣病の予防のために行う、主にメタボリックシンドロームに着目した健診。

施策目的

心身ともに健康で、いきいきと暮らせるまちになる

- ・ 市民の健康寿命延伸
- ・ 自らの健康管理や健康づくりに取り組む市民の増加
- ・ 健診受診率の向上による生活習慣病の予防や疾病の早期発見・治療
- ・ 社会環境の変化に伴うストレスの増大を地域で支え合うことによる自殺死亡率の低下
- ・ 市民一人一人がかかりつけ医を持つことによる適正受診
- ・ 主体的にスポーツの取組を実践している市民の増加
- ・ 感染症対策の充実による市民の安全と健康の確保

現状と課題

- ・ **生活習慣病の増加**
生活習慣病が増加しており、高齢になるほどその発症率は高まっています。
- ・ **各種健診受診率の低下**
健康診査や各種がん検診などを通じて、生活習慣病の予防や疾病の早期発見に努めていますが、受診率が伸び悩んでいます。
- ・ **社会環境の変化に伴うストレスの増加**
社会環境の変化に伴うストレスの増大などにより、心の健康づくりを進めていくことが、これまで以上に重要になっています。
- ・ **かかりつけ医の必要性**
診療だけでなく健康に関する相談や適切な医療機関の紹介などを行うかかりつけ医を持つ市民の割合を増やすことが求められています。
- ・ **スポーツに対するニーズの多様化**
健康・生きがいづくりのためにスポーツなどに取り組む市民が多く、スポーツに対するニーズも多様化しているため、スポーツに関する情報や実施機会の提供が求められています。
- ・ **感染症対策の必要性**
感染症発生時に感染拡大を最小限に抑え、市民の安全と健康を守るための対策が求められています。

施策の方向

- ・ **健康寿命延伸のための取組推進**
医師会などの関係機関と連携し、健康づくりや疾病予防の正しい情報を発信するなど、健康寿命延伸のための取組を進めます。

- **きめ細やかな保健指導の実施**
きめ細やかな保健指導を実施し、健康回復を支援するとともに、関係機関と連携して食事や運動などの生活習慣の改善のための指導を実施します。
- **自主的な健康づくりの推進**
市民の自主的な健康づくりを推進するため、自主活動グループへの支援など、地域全体で健康づくり活動を応援できる体制の構築を図ります。
- **疾病の早期発見や早期治療**
疾病の早期発見や早期治療につなげるため、関係機関と連携を図りながら、健康診査や各種がん検診の重要性を啓発し、健康の維持や回復に対する意識の向上に努めます。
- **心の健康づくりの推進**
心の健康づくりを推進するため、市民の健康意識の啓発を図るとともに、健康の維持や増進につながるイベントや機会などについての情報提供及び相談支援体制の強化に努めます。
- **かかりつけ医の重要性の周知**
インフォームド・コンセントの実現にも重要な役割を果たす「かかりつけ医」を持つことの重要性について、広報紙などを通じ理解を深めます。
- **スポーツの普及、振興を図る事業の展開**
スポーツに対するニーズの把握に努めるとともに、スポーツの普及・振興につながる事業展開を図ります。
- **感染症対策の充実**
感染症予防の周知・啓発や、感染症発生時における国や県、医師会などの関係機関との連携強化による状況把握など、感染症対策の充実を図り、感染拡大を最小限に抑えます。

指標

指標	指標の内容	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
大腸がん検診受診率	40～69 歳の人口に対する大腸がん検診受診者の割合	6.5%	10.4%
子宮頸がん検診受診率	20～69 歳の人口（女性）に対する子宮頸がん検診受診者の割合	19.1%	21.4%
乳がん検診受診率	40～69 歳の人口（女性）に対する乳がん検診受診者の割合	19.8%	20.0%
生活習慣病予防健康診査受診者に対する要医療者の割合	19～39 歳の市民を対象とした生活習慣病予防健康診査受診者に対する要医療者の割合	26.2%	16.9%
メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合	40～74 歳の国保特定健康診査受診者に対するメタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の割合	32.4% (令和 5 年度)	26.0%
スポーツ実施率 (週 1 回以上)	週 1 回以上スポーツに取り組んでいる市民の割合	60.6%	60.0%

特定健康診査 生活習慣病の予防のために行う、主にメタボリックシンドロームに着目した健診。

インフォームド・コンセント 治療法などについて、医師から十分な説明を受けたうえで、患者が正しく理解し、納得して同意すること。

施策目的

適切な医療がいつでも受けられるまちになる

- ・ 健診受診と適正受診による重症化の予防
- ・ 市内の医療関係従事者数増加による診療科偏在の問題解消
- ・ 消防と医療機関におけるメディカルコントロール体制の充実・強化による救命率の向上
- ・ 消防における救命講習会の開催などによる救急医療に対する市民理解の促進
- ・ 市民一人一人の医療需要を満たす効果的かつ適切な地域医療の実現

現状と課題

- ・ **生活習慣病の増加**
生活習慣病の増加や、これに起因した寝たきりや認知症になる高齢者の増加が深刻な社会問題となっているため、健康づくりや疾病予防を促す体制が求められています。
- ・ **周産期医療に関わる医療従事者の減少**
市内の医療関係従事者数は、ほぼ横ばいの状況にありますが、産科医や小児科医など、周産期医療に関わる医療従事者の減少が問題となっています。
- ・ **救急医療に対する市民のニーズの高まり**
長寿社会の進展、医療体制の変化により、救急医療に対する市民のニーズが今後一層高まることが予想されます。
- ・ **医療を取り巻く環境の変化**
医療を取り巻く環境は大きく変化しているため、市民がいつでも安心して適切かつ最良の保健医療サービスを受けられるよう、地域一体の体制づくりが求められています。

施策の方向

- ・ **疾病予防、特定健康診査などの保健事業の実施**
国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者の疾病予防など、健康の維持・増進を図るため、特定健康診査などの保健事業を実施するとともに、後期高齢者医療の保健事業として、フレイル予防を進めます。
- ・ **課題の抜本的解決のための国に対する働きかけ**
市民が必要とする医療を、確実かつ持続的、効率的に提供するため、抜本的な対策を講ずるよう、国に対し働きかけます。
- ・ **公立館林厚生病院と医師会の連携による診療体制の充実**
休日や夜間における医療を安心して受けられるよう、公立館林厚生病院と館林市邑楽郡医師会が相互に連携を図りながら診療体制を充実します。

- ・ **救急業務体制の強化・整備**

救急業務の高度化及び適正化を図るため、メディカルコントロール体制を充実・強化し、消防と受入医療機関との連携を更に強化することに加え、救急救命士の質を高め、人員を増強するとともに救命率向上のため救急隊員の育成、資器材の充実を図ります。

- ・ **市民への救急医療に対する広報や教育**

医療機関における選定療養費の広報や、市民による救命手当実施率を増やすための救命講習会の開催、出動件数を抑制するための「救急車の適正利用」への理解促進などを行います。

- ・ **公立館林厚生病院を中心とした救急医療体制の充実**

緊急の病気などの際に速やかに適切な対応を行うため、公立館林厚生病院を中心とした救急医療体制を充実させるとともに、市や県境を越えた連携が図れるよう相互に協力します。

- ・ **地域一体の医療体制づくりの推進**

地域の中核病院として、公立館林厚生病院の機能を充実させるとともに、保健・医療・福祉の連携を強化し、地域一体の医療体制づくりを推進します。

指標

指標	指標の内容	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
救急救命士の新規資格取得者数	館林地区消防組合における救急救命士新規資格取得者数	1 人	1 人
救命講習受講者数	館林消防署（西・北署含む）管内における救命講習受講者数	88 人	600 人
特定健康診査の受診率（国民健康保険）（再掲）	特定健康診査の受診率（国民健康保険）	39.1% (令和 5 年度)	50.0%
特定健康診査の受診率（後期高齢者）（再掲）	特定健康診査の受診率（後期高齢者）	29.0%	37.9%

特定健康診査 生活習慣病の予防のために行う、主にメタボリックシンドロームに着目した健診。

メディカルコントロール体制 救急救命士が実施する医療行為に対して、医師の指示または指導・助言及び検証することにより、医療行為の質を保証するための体制。

周産期医療 妊娠、分娩に関わる母体・胎児管理と出生後の新生児管理を主に対象とする医療のこと。

フレイル 加齢とともに運動機能や認知機能などが低下し、複数の慢性疾患を抱えるなど、日常生活に支障がでやすくなり心身の活力が衰えた状態であるものの、一方で、適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態のこと。

選定療養費 医療機関の機能分担の推進を目的として厚生労働省により定められた制度に基づき、地域のかかりつけ医などからの紹介状を持たずに病院（200床以上）などの外来を受診する際にかかる特別の料金。

(表紙)

基本目的Ⅲ 子育てと学び (写真)

施策目的

社会全体で健やかな子どもの成長を支え、子育ての喜びを感じられるまちになる

- ・ 安心して妊娠・出産・子育てができ、健やかに子どもが育つための支援の充実
- ・ 親子を見守り、家庭を支える地域体制づくり
- ・ 子どもたちが質の高い幼児教育・保育を受けられる環境づくり

現状と課題

・ 子育て不安の増大

子どものしつけや成長、発達などの育児不安を解消するため、母親と子どもの健康を守る母子保健事業と様々な子育て支援事業を一体的に推進し、妊産婦への支援及び子どもの年齢や成長段階に応じた発達や成育の支援が必要です。

・ 家庭や地域での子育て力の低下

核家族化や地域での人と人のつながりが希薄化する中、家庭や地域、行政の地域社会が一体となって、親子の居場所や交流の場の確保や、児童虐待の未然防止、ヤングケアラーの支援、子育て相談などに取り組むことが求められています。

・ 保育ニーズの多様化

保護者の就労形態の多様化や女性の社会進出に伴い、多様な保育サービスの提供が求められています。

・ 保育現場における高い事務負担

保育士など人材不足の要因となるアナログ・非効率な業務が慣習化し、その改善が長年後回しにされていることから、保育士などの事務負担を軽減し、子どもや子育て家庭への支援にかける時間やエネルギーを最大化する必要があります。

施策の方向

・ 妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援

予防を柱とした母子保健の充実を図るとともに、母子保健・児童福祉の両機能の一体的な支援体制を整え、妊娠、出産から子育てまでの切れ目のない発達や成育の支援を推進します。

・ 地域子育て支援の推進

児童虐待予防のための啓発に努めるほか、子育てに関する情報発信や相談体制を整え、親子が安心して利用できる居場所や交流の場の充実を図るとともに、学校施設の利活用や児童館、放課後児童クラブなど、子どもが安全に安心して過ごせる居場所の充実を図ります。

- ・ **質の高い保育サービスの充実**

就業形態や保育ニーズの多様化に応えるため、公立教育・保育施設の統廃合・集約化や民間活力の導入、保育現場でのＤＸ推進など教育・保育環境の充実に努めるとともに、保育サービス従事者の資質と専門性を向上し、より質の高い保育サービスを提供します。

指標

指標	指標の内容	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
妊婦家庭訪問実施率	妊婦の家庭訪問の実施率 (訪問件数÷対象者)	96.2%	95.7%
乳幼児健康診査受診率	乳幼児の健康診査の受診率 (受診者数÷対象者)	99.3%	98.6%
地域子育て支援センター利用登録率	市内 4 か所の地域子育て支援センターの利用登録率	71.5%	85.0%
保育施設などの入所率	保育施設などの利用定員に対する入所率	90.7%	97.0%

ヤングケアラー 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。

ＤＸ Digital Transformation の略称。デジタル技術の活用を通して生活やビジネスを変革すること。

施策目的

自ら学ぶ意欲とたくましく生きる力を身につけた未来を担う子どもが育つまちになる

- ・ 安全・安心な学習環境の整備による学習効果の向上
- ・ より良い学校教育環境の実現
- ・ 将来に向けて必要な学びの機会の提供と適切な進路選択
- ・ 地域の教育力を生かした地域とともにある学校づくり
- ・ 「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」の調和のとれた子どもの育成
- ・ 学校・家庭・地域が一体となって取り組むたくましく生きる力の育成
- ・ 食の大切さへの理解と正しい食生活の実現

現状と課題

- ・ **安全・安心な「学び」の環境づくり**
学校は、子どもが一日の大半を過ごす場所であり、安全と安心が十分に確保される必要があるほか、一人一人の個性に合わせた効果的な学びや学習支援が求められています。
- ・ **教育環境の充実と教育の質の確保**
今後さらに進むと考えられる少子化の中で、子どもの教育環境の充実を図るとともに、将来にわたって教育の質を確保していく必要があります。
- ・ **子どもの個性に応じたサポート**
子どもが将来に夢や希望を持ち、その実現に向かって努力することができるよう、子どもの個性に合った様々なサポートが必要です。
- ・ **学校を取り巻く複雑化する課題への対応**
学校が抱えている課題は、複雑かつ多岐にわたっており、学校だけで解決することが難しくなっていることから、学校は、地域・家庭・関係機関との連携や協働を図りながら教育活動を展開していく必要があります。
- ・ **子どもの学ぶ意欲・資質・能力の育成**
変化の激しい時代を生きるために、子どもが自ら学ぶ意欲や資質、能力を身につけるとともに、国際化や価値観の多様化に伴い、異なる価値観や倫理観をもつ人への理解を育む必要があります。
- ・ **地域・家庭・関係機関との連携強化**
子どもを取り巻く様々な問題の発生防止と解決に向けて、地域や家庭、関係機関などと連携を図りながら子どもを支える一体的な取組が必要です。

- **食育の必要性**

子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、給食を「生きた教材」として活用し、積極的に食育に取り組んでいく必要があります。

施策の方向

- **学習環境や生活環境の充実**

学校が安全・安心な学びの場になるよう、学校における生活環境の充実を図るとともに、ＩＣＴ化を推進し、子どもの学習活動の充実を図ります。

- **教育環境の更なる充実**

子どもたちがより良い環境の中で学び成長していけるよう、将来を見据えた学校の適正規模・適正配置を推進します。

- **夢と希望の実現に向けた支援の充実**

子どもが夢を育み、それを実現するために必要な学びの機会を得るための支援を行うとともに、望ましい勤労観を育てるためのキャリア教育の充実を図ります。

- **地域の教育力を生かした学校運営**

コミュニティ・スクールを推進し、学校と地域が目指すべき方向やビジョンを共有し、地域の教育力を生かした効果的な教育活動を展開するとともに、学校評価結果を様々な教育活動に反映させ、学校運営に生かします。

- **確かな学力と豊かな心を育む教育の推進**

一人一人の発達段階や能力に応じたきめ細かな教育の充実を図り、異なる価値観を持つ人々への共感能力を育むとともに、郷土の魅力である日本遺産「里沼」を活用した探究的な学びを推進し、郷土愛の醸成に努めます。

- **「自助」や「共助」の意識を育む教育の推進**

たくましく生きる力を身につけた子どもの育成に向けて、地域社会と共に助けあいながら（「共助」）、自らの命は自ら守る（「自助」）意識が行動につながるよう、地域や家庭、関係機関などと連携した防災教育を推進します。

- **教育活動における食育の充実**

子どもや保護者が食の大切さや食文化などについて学ぶことができるよう、教育活動全体の中で食育を進めます。

指標

指標	指標の内容	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
全国学力・学習状況調査で全国平均を上回る学校数 (主体性)	全国学力・学習状況調査において、「課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる」と答えた児童生徒の割合	小学校 6 校 中学校 1 校	小学校 11 校 中学校 5 校
全国学力・学習状況調査で全国平均を上回る学校数 (自己肯定感)	全国学力・学習状況調査において、「自分によいところがある」と思う児童生徒の割合	小学校 6 校 中学校 4 校	小学校 11 校 中学校 5 校
全国体力・運動能力、運動習慣等調査で全国平均を上回る学校数	全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、「体育の授業では、進んで学習に参加している」と答えた児童生徒の割合	小学校 男子 7 校女子 7 校 中学校 男子 1 校女子 1 校	小学校 男子・女子 11 校 中学校 男子・女子 5 校
標準学力テストで全国平均を上回る学校数	全国で実施される標準学力テストにおいて、小学 6 年生の 2 教科（国語・算数）の得点が全国平均を上回る小学校数及び中学 2 年生の 5 教科（国語・社会・数学・理科・英語）の得点が全国平均を上回る中学校数	小学校 10 校 中学校 0 校	小学校 11 校 中学校 5 校
小中学生の豊かな心の育成の達成度	小中学校で実施される学校評価における「豊かな心の育成」の達成度 (子ども・教師・保護者による自己評価及び学校運営協議会委員による学校関係者評価の各項目が A 評価である学校数)	小学校 9 校 中学校 4 校	小学校 11 校 中学校 5 校

新体力テストで全国平均を上回る学校数	全国で実施される新体力テストにおいて、小学5年生の得点が全国平均を上回る小学校数及び中学2年生の得点が全国平均を上回る中学校数	小学校 男子6校女子4校 中学校 男子4校女子1校	小学校 男子・女子11校 中学校 男子・女子5校
教員のICT活用指導力	「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」において教員が自己評価する16種類の能力の平均値	90.7%	100%

ICT Information and Communication Technology の略称。情報通信技術のこと。

コミュニティ・スクール 「学校運営協議会制度」又は「学校運営協議会制度を導入した学校」のこと。

里沼 「里」と「沼」の合成語で、「里山」になぞらえた概念。

施策目的

心身ともに健全な子どもが育つ家庭や地域の教育力が高いまちになる

- ・ 子どもの健全育成に必要な学びと体験ができる環境の整備
- ・ 子どもが安全・安心に生活できる環境の実現

現状と課題

- ・ **家庭の教育力向上**

核家族化の進展や親の働き方の多様化により、子育てに課題を抱える家庭が増加しているため、子育て世代の家庭を社会全体で支援する取組が求められています。

- ・ **子どもの地域参加の促進**

子ども会への加入率の低下や活動休止となる子ども会の増加など、子どもの社会性を育む機会が減少しつつあり、今後、子ども会育成会の活性化を促すなど、子どもが地域社会に参加しやすい環境を整えていく必要があります。

- ・ **子どもを取り巻く犯罪リスクの増加**

昨今、SNSなどネット上で子どもたちが犯罪やトラブルに巻き込まれやすくなっていることから、今後、家庭・地域・学校が連携を強め、子どもや保護者に徹底した啓発を進めるとともに、非行や子どもをめぐる犯罪が起きにくい明るい地域社会づくりを進めていく必要があります。

施策の方向

- ・ **家庭の教育力回復を図る取組**

子どもの健全育成の根幹となる家庭の教育力を向上させるための取組を推進します。

- ・ **子どもの健全育成を促進する学びの機会の提供**

社会体験や自然体験など、魅力的で多彩な子どもの学びや自主性を重んじた遊びの機会を提供するために、関係団体とともに指導者の育成を進めるほか、子どもの健全育成に資する活動や団体の創出、支援に努めます。

- ・ **地域社会における子どもの安全・安心の確保**

関係機関や各種団体と問題や情報の共有を図りながら、地域における子どもの見守り体制を充実するほか、SNSの適切な使い方などを啓発し、インターネット上の脅威から子どもたちを守る取組を進めます。

指標

指標	指標の内容	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
放課後子ども教室 開設数	放課後に子どもが安全・ 安心して活動ができる教 室の開設数	4 箇所	4 箇所
公民館で開催する 少年少女教室の参 加者数	各公民館で開催する少 年教室の参加者数	2,080 人	2,200 人
インターネット問 題に関する講座へ の参加率	スマートフォンや S N S などによるネットト ラブルやネットリテラ シーなどの講座への参 加率	14.2%	20.0%

SNS Social Networking Service の略称。ユーザーがプロフィールを作成し、他のユーザーとコミュニケーションを取ったり、コンテンツを共有したりするウェブサイトやアプリケーションのこと。

放課後子ども教室 安全・安心な子どもの活動の場を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取組を推進する事業。

ネットリテラシー インターネットの情報を正しく理解し、それを適切に判断、運用できる能力のこと。

施策目的

生涯にわたって学び続けることができ、生きがいと活力に満ちたまちになる

- ・ 生涯学習を通じた豊かなまちづくり
- ・ 生涯にわたる学びを保障する環境づくり
- ・ 地域づくりの担い手が育ち、課題解決のための社会教育を展開
- ・ 人々の学習ニーズに合った学習活動の機会と拠点施設の充実

現状と課題

- ・ **生涯学習環境の拡充**
全ての人が生涯にわたって学ぼうとする意識を高めるためには、人々の学ぶ意欲を喚起し、その意欲に応えるための仕組みを整えるなど、学習環境の充実が求められています。
- ・ **現代的課題の啓発と解決を目指した社会教育の充実**
急激な社会変化によって、地域には様々な課題が山積していることから、課題の啓発や解決手法を学べる社会教育機会の充実が求められるほか、地域づくりの担い手となる人材の育成が必要となります。
- ・ **生涯学習成果の社会還元**
一人一人の学びの成果が地域に還元されることが期待されているため、様々な成果を地域に集積し、誰もがその成果を享受できる仕組みが必要であることに加え、学んだ人々が生きがいと高い当事者意識を持ち、地域社会のために貢献することが求められています。
- ・ **生涯学習拠点施設の機能充実**
生涯学習拠点施設の利用者の利便性や快適さを確保しつつ、多様化する利用者のニーズに応えることができるよう、施設機能の充実を図る必要があります。

施策の方向

- ・ **生涯学習理念の普及啓発**
豊かな地域づくりのため、生涯学習の必要性を普及啓発するとともに、人々の学習意欲を高めるための学びの機会を提供します。
- ・ **生涯学習情報提供・相談体制の充実**
学びに必要な様々な情報を容易に入手できるよう、提供体制を整えます。また、学習者と学習情報のマッチングや資料の検索支援など、市民が望む学びが実現するための学習相談機能を高めます。

- ・ **課題解決型の学習活動の促進と人材の育成・活用**
課題解決を目指した社会教育機会を提供し、地域づくりの担い手となる人材の育成や市民の自主性の醸成を図るとともに、生涯学習ボランティア講師登録制度の充実と活用を促進します。
- ・ **多様化する学習ニーズへの対応と個性に応じた学びの場の創出**
各種情報メディアやＩＣＴを積極的に活用するほか、個性に応じた学びの場を拡大するなど、多様化する学習ニーズに対応します。
- ・ **生涯学習・社会教育施設の適正な維持更新と機能充実**
予防保全に取り組み、施設の長寿命化に努めながら、地域活動や多様な学びの拠点である施設として期待に応えられるよう、施設機能の充実を図ります。

指標

指標	指標の内容	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
ふるさとづくり出前講座件数	市民団体・グループへの出前講座とし市や公共機関、団体などの職員を派遣した件数	151 件	205 件
生涯学習ボランティア登録数	地域の生涯学習指導者として登録しているボランティアの数（個人、企業・団体）	個人 56 件 企業・団体 10 件	個人 100 件 企業・団体 10 件
向井千秋記念子ども科学館利用者数	子ども科学館の入館者数及びプラネタリウム観覧者数	入館者 65,458 人 観覧者 29,470 人	入館者 70,000 人 観覧者 32,000 人
図書館資料延べ貸出点数	図書館資料の延べ貸出点数	219,869 点	220,500 点

ＩＣＴ Information and Communication Technology の略称。情報通信技術のこと。

施策目的

地域の歴史や伝統、芸術や文化に誇りをもち、魅力ある文化を育み、心豊かに暮らせるまちになる

- ・ 優れた芸術文化にふれる機会の創出と、市民の主体的な芸術文化活動の促進
- ・ 自然や歴史と調和した新たな芸術文化活動の創造
- ・ 文化財を保存・活用し、「里沼」を未来へ継承するための仕組みづくり
- ・ 歴史文化に誇りと愛着を持ち、自ら活動するシビックプライドの醸成
- ・ 歴史文化や文化財の持つ魅力の発信と交流・関係人口の増加

現状と課題

- ・ **質の高い魅力ある文化創造**
地域の多様な文化資源を生かしながら、質の高い魅力ある文化の創造を継続・発展させていく仕組みづくりが求められています。
- ・ **文化財保存・活用の担い手の減少**
価値観の多様化や人口減少の進行とともに、文化財保存・活用の担い手が減少しているため、文化財保存・活用体制の強化と新たな担い手育成が急務になっています。
- ・ **文化財の面的活用の必要性**
文化財は、個別に点的に指定することで保存されてきましたが、地域ストーリーとして文化財を面的に捉えて活用・魅力発信する必要があります。
- ・ **歴史文化を生かしたまちづくり**
市民の歴史文化への興味・関心を高め、日本遺産「里沼」に代表される歴史文化を生かしたまちづくりが求められています。
- ・ **日本遺産「里沼」の魅力発信と環境整備**
日本遺産「里沼」ストーリーの発信・PRのほか、幅広い世代が「里沼」を体感できる活用方法・環境整備を展開していくことが重要です。

施策の方向

- ・ **芸術文化活動の拠点施設の充実**
芸術活動や文化活動の拠点となる施設の充実に図ります。
- ・ **芸術文化活動の推進**
優れた芸術を鑑賞する機会を充実させるとともに、芸術文化活動の場の提供や新たな芸術文化創造の支援に努めます。
- ・ **文化財の保存・継承・活用に向けた環境整備**
文化財の保存・継承・活用に必要な施設や設備、制度や体制の整備を市民とともに取り組みます。

- ・ **郷土の歴史文化を学ぶ機会の充実**
郷土の歴史や文化について、市民が学び興味・関心を持つ機会の充実を図ります。
- ・ **歴史文化の活用によるまちづくりの展開**
歴史文化のもつ特徴や魅力を、教育や生涯学習、観光・産業振興や都市整備などの分野で生かしたまちづくりを展開します。
- ・ **日本遺産「里沼」を活用した地域の魅力発信や環境整備**
日本遺産「里沼」認定による、日本遺産のストーリーやブランド力により郷土の歴史文化の魅力を発信し、観光・産業振興などの分野に生かせるよう環境を整備します。
- ・ **官民連携による日本遺産「里沼」の活用内容の充実**
民間事業者や地域活動者などと連携しながら、世代やライフスタイルごとに楽しめる、日本遺産「里沼」体感プログラム・講座などを充実させます。

指標

指標	指標の内容	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
芸術文化施設における市民 1 人当たり年間利用回数	文化会館、三の丸芸術ホールにおける市民 1 人当たりの年間利用回数	1.37 回	2.5 回
歴史文化施設における市民 1 人当たり年間利用回数	第一資料館、第二資料館、田山花袋記念文学館、武鷹館における市民 1 人当たりの年間利用回数	0.4 回	0.4 回
日本遺産・里沼の構成文化財の活用が行われた件数	民間事業者などにより、構成文化財を催事などで活用した件数	32 件	30 件

里沼 「里」と「沼」の合成語で、「里山」になぞらえた概念。

シビックプライド まちへの「誇り」「愛着」「共感」をもち、まちのために自ら関わっていかうとする気持ちのこと。

施策目的

スポーツを生活に取り入れ、誰もがスポーツを楽しめるまちになる

- ・ スポーツ・レクリエーション活動の場の拡充と、目的やライフスタイルに合わせた主体的なスポーツへの取組の増加
- ・ スポーツ施設を快適に利用できる環境の整備と、スポーツ指導者の育成によるスポーツ環境の充実
- ・ 競技スポーツ人口の増加と、スポーツ競技力の向上

現状と課題

- ・ **スポーツニーズの多様化**
スポーツなどに取り組む市民ニーズの多様化により、地域や仲間などと、身近なところでスポーツを楽しめる機会の提供や環境づくりが求められています。
- ・ **スポーツ活動の活性化**
スポーツの普及振興を図るためには、スポーツ団体及び地域の活動が活発に行われることが必要であり、それを支える指導者の人材確保及び育成、さらにスポーツに関する情報発信が必要です。
- ・ **競技スポーツの振興**
スポーツの競技人口を増やすためには、選手の競技力向上のための環境づくり及び指導者の養成が必要です。
- ・ **安全・安心なスポーツ施設**
多くの市民や競技者が安全かつ安心してスポーツ施設を利用できる環境が求められています。

施策の方向

- ・ **スポーツ環境の充実**
スポーツに対するニーズの把握に努め、体力・目的に応じて誰もが気軽にスポーツを楽しめる事業及び環境づくりに取り組みます。
- ・ **スポーツ活動への支援**
スポーツ団体及び地域の主体的な活動が促進されるよう指導者の養成及び育成と併せ、SNSなども活用したスポーツ情報の発信に取り組みます。
- ・ **競技スポーツの推進**
国民スポーツ大会の開催及び県民スポーツ大会などへの選手派遣などの環境整備を図るとともに優れた競技指導者の養成を図ります。
- ・ **スポーツ施設の適正管理**
安全で利用しやすいスポーツ施設となるよう、適切な維持管理を行うとともに、設備の充実を図ります。

指標

指標	指標の内容	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
スポーツ実施率 (週 1 回以上)	週 1 回以上スポーツに取り組んでいる市民の割合	60.6%	60.0%
各種スポーツ教室 への参加者数	各種スポーツ教室への参加者数	66 人	1,000 人
スポーツ施設に関する満足度(再掲)	安心してスポーツに親しめる施設づくりへの市民満足度	46.8%	50.0%

(表紙)

基本目的Ⅳ 経済と都市 (写真)

施策目的

新しい産業と既存産業が調和して発展するまちになる

- ・ 企業誘致の推進による新たな企業の進出
- ・ ニーズを踏まえた支援による既存企業の市外移転の防止
- ・ 新商品や新サービスの創出、経営の安定、競争力の向上による企業・事業所の売り上げの増加

現状と課題

- ・ **産業用地の不足**
企業の進出ニーズに応えられず、進出機会を逸してしまっていることから、継続した産業団地などの整備が求められている一方、民間主導の団地開発など多様な開発の可能性を探る時期となっています。
- ・ **安定した財源の確保**
企業誘致による企業進出を進め、安定した税収の確保が必要です。
- ・ **後継者の不足**
事業主の高齢化、後継者不足のため、新たな担い手が必要です。
- ・ **人手の不足**
人手不足であることから、労働者にとって魅力ある会社が求められています。
- ・ **売上げの減少**
売上げが減少していることから、企業などの連携により各分野のノウハウを生かし、新たな商品・技術・事業の創出や販路の拡大が求められています。
- ・ **生産活動のグローバル化**
生産活動のグローバル化が進んでいることから、企業の生産性の向上が必要です。
- ・ **設備の老朽化**
老朽化している事業所の設備に対して、設備の効率化や省力化が求められています。

施策の方向

- ・ **新規団地の造成と拡張**
事業中の北部第四工業団地と大島工業団地を着実に進め、企業の進出ニーズに応えるとともに、継続した団地開発に向けた検討・調整を進めます。
- ・ **企業誘致の推進**
事業中の工業団地へ、税収や雇用面で魅力がある製造業などの企業の誘致を進めます。

- ・ **企業の連携・事業承継の支援**

中小企業者の後継者不足の解消、事業継続のため、関係機関と企業情報を共有し、親族内承継や企業間の連携、企業合併・買収などの事業承継を支援します。

- ・ **産学官金連携の推進**

新たな商品・技術・サービスの創出によるものづくりへの関心を高め、雇用拡大につなげるよう、工業・商業・農業分野の事業者と高校・大学などの教育機関・研究機関、行政機関及び金融機関の連携を推進します。

- ・ **経営の支援**

経営の安定や競争力の向上のため、事業所の経営診断を積極的に推進し、制度融資の充実及び新製品・新技術の開発、企業力アップ、販路拡大、事業マッチング、情報提供、経営相談などの支援を行います。

指標

指標	指標の内容	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
従業員 1 人当たりの付加価値額	製造業を営む事業所の従業員 1 人当たりが一定期間に生み出した価値の額	1,490 万円 (令和 5 年度)	1,550 万円
製造品出荷額等	事業所の 1 年間の製造品出荷額、加工賃収入額及びその他の出荷額の合計	3,311 億円 (令和 5 年度)	3,500 億円
市内製造業企業数	市内製造業企業数の合計	219 社 (令和 5 年度)	230 社

グローバル化 社会的・経済的に国や地域を超えて世界規模で結びつきが深まること。

事業承継 会社の経営について、経営者が後継者に引き継ぐこと。

施策目的

事業者が元気で活力のあるまちになる

- ・ 個性を生かしたサービスやブランドづくりに取り組む商店の増加
- ・ アントレプレナーの活躍と遊休不動産の活用
- ・ たてばやしブランドの構築と地域経済の活性化

現状と課題

消費者ニーズの多様化

大型店・チェーン店の増加やインターネット通販の普及により、購買行動が変化したことでまちなかの購買力が低下しており、このような時代の変化に伴い、キャッシュレス決済の推進やインバウンド集客など、消費者ニーズに対応した店舗づくりが求められています。

商店街の衰退

消費者のライフスタイルの変化などを背景に、商店の集客力低下や顧客離れによる売上げ減少、店主の高齢化や後継者不在による空き店舗の増加などにより商店街が衰退しているため、個性を生かしたサービスやブランドづくりに取り組む商店の集積や稼ぐ力、遊休不動産の有効活用が求められています。

たてばやしブランドの向上

日本遺産認定を契機に、小麦や川魚などの食文化を発信する機会が増加したこともあり、地域内外に向けた「たてばやしブランド」の構築やブランド力の向上による地域経済の活性化が求められています。

施策の方向

個性がある商店の集積

公民連携を推進して、個性がある商店の集積に取り組み、エリアの価値を高めます。

アントレプレナーの発掘・育成と遊休不動産の活用

まちの当事者となって活躍するアントレプレナーを発掘・育成し、遊休不動産を活用することによって地域の稼ぐ力や価値を高めます。

経営の支援

専門家の助言などの外部評価により、商店の強みを生かした商品・サービスを提供することによって消費者に選ばれる店舗づくりを支援するとともに、消費者の利便性向上のため、キャッシュレス決済の推進やインバウンド集客、デジタル技術などを活用した経営を支援します。

- ・ たてばやしブランドの構築と認知度の向上

地域の特性や風土、歴史と文化に基づくたてばやしブランドの商品を開発し、地域内外に広めることによって、商店の売上げ増加と地域経済の活性化を推進します。

指標

指標	指標の内容	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
創業塾受講後に創業した件数	創業塾を受講した後に市内で創業した件数	2件	2件
商店店舗診断件数	商店店舗診断を受けた商店の数	4件	4件
遊休不動産の利活用件数	市の事業（創業・リノベーションまちづくり・空き店舗情報システム）によって、遊休不動産が常設店舗やイベントに利用された件数の合計	3件	3件

アントレプレナー 新しく事業を起こす人のこと。

遊休不動産 個人・企業が所有しているものの、活用されていない不動産のこと。

たてばやしブランド 館林の特性や風土、歴史と文化を活かした商品やサービスを開発・製造し、「館林」を地域内外に発信して利益につなげることを目指すもの。

キャッシュレス 現金を用いずにお金の支払いや受け取りを行なうこと。

インバウンド 外国人の訪日旅行、訪日旅行客のこと。

創業塾 創業を目指している人を対象とした、経営や販路拡大など基礎知識や事業計画の立て方などが学べる講座のこと。

リノベーションまちづくり 使われていない建物や空間などを活用して、新しい価値を生み出し、地域を変えていく手法。

施策目的

生き生きと安心して働ける環境が整ったまちになる

- ・ 若年層の地元就労の促進による、企業が求める人材の確保
- ・ 多様な人材が、その能力や適性に応じて働くことができる環境
- ・ 誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域においても健康で豊かな生活を送れる環境
- ・ 勤労者の生活が安定し、安心できる暮らし

現状と課題

- ・ **若年層の市外流出**
進学や就職に伴って若年層が市外へ流出する傾向にあるため、企業が若い人材を安定的に確保できるように、地域への定着・還流を促進する必要があります。
- ・ **労働力人口の減少**
少子高齢化の進展により労働力人口が減少しているため、女性や高齢者、障がい者のほか外国人材の活用が求められています。
- ・ **ワーク・ライフ・バランスの必要性**
仕事と生活を両立できるように、社会全体でワーク・ライフ・バランスを実現していく必要があります。
- ・ **勤労者の生活不安**
勤労者が安心して生活できるように、勤労者向けの融資制度を維持していく必要があります。

施策の方向

- ・ **若年層の市内就職の促進**
若年層に対し市内企業の魅力を積極的に発信し、企業に対する関心を高めるとともに、学校と連携したキャリア教育などを通じて、若年層の市外流出抑制とU I ターンなどの就職の促進を図ります。
- ・ **労働環境の整備・改善と就労支援**
働く意欲のある全ての方が、性別や年齢、障がいの有無、国籍などを問わずその能力を発揮できるように、公共職業安定所や県、商工会議所などの関係機関と連携し、働きやすい職場環境整備など雇用環境の向上を図るとともに、個性に合った就労支援に努めます。
- ・ **ワーク・ライフ・バランスの取組促進**
国や県などと連携して労働関係法令やワーク・ライフ・バランスに係る周知に努め、デジタル技術などを活用した多様で柔軟な働き方ができる環境の実現に向けて、市民の理解や企業・事業所などの主体的な取組を促進します。

・ **勤労者向け融資制度の維持**

勤労者を対象とした住宅資金や生活資金の融資制度を維持し、セーフティネットの役割を果たしていきます。

指標

指標	指標の内容	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
企業ガイダンス参加者数	企業ガイダンスを利用した方の数	330 人	200 人
ＵＩターン支援奨励金の受給労働者数	ＵＩターン支援奨励金の支給を受けた対象労働者の数	30 人	25 人

ワーク・ライフ・バランス 仕事と生活の調和のこと。

キャリア教育 勤労観及び職業観を育てる教育のこと。

ＵＩターン 生まれ育った場所以外に移り住み、その後再び出身地に戻り住むこと（Ｕターン）及び生まれ育った場所から出身地以外の場所に移り住むこと（Ｉターン）の総称。

施策目的

安全で魅力ある農産物を安定して提供できるまちになる

- ・ 農地の集積・集約化、農業経営規模の拡大や農用地の利用促進による耕作放棄地の発生防止・解消
- ・ 農産物のブランド力向上、作業の省力化による効率的で安定的な農業経営
- ・ 「食」に関する市民の意識向上による地産地消の拡大

現状と課題

- ・ **農業の担い手不足と耕作放棄地の増加**
農業従事者の高齢化や後継者不足、新規就農者の減少などにより耕作放棄地の増加が予想されており、担い手の育成及び作業効率向上のための農地の集積・集約化や基盤整備と併せ、基幹的水利施設などの老朽化対策の推進が求められています。
- ・ **農業の弱体化**
少子高齢化や情報通信技術の高度化による食生活と物流体制の変化に伴い、農産物価格や収益性が低下するなど、農業経営の弱体化が危惧されており、これらの改善に向けて、付加価値が高い農産物の生産やコストを軽減した収益性の高い農業経営が求められているほか、地球規模の気候変動により、自然災害、高温障害、病害虫による被害が増え、併せて地球環境への配慮が必要です。
- ・ **食に対する関心の高まり**
食の安全に対する関心が高まる中、消費者が安心して購入できる新鮮で高品質な農産物の安定供給や、環境に配慮した農業の取組が求められています。

施策の方向

- ・ **営農環境の整備**
地域における農業において、中心的な役割を果たす農業者（中心経営体）を決め、地域自らの話し合いと併せ、農地機能の維持に資する多面的機能支払交付金事業も活用することによって解決する体制づくりを推進するほか、ほ場整備事業などの基盤整備による農地の集積・集約化とともに、老朽化した水利施設の修繕・改修や新たな担い手の育成を図るなど、営農環境を整備します。
- ・ **付加価値の向上と効率化**
市内で生産される農産物の付加価値を高めるために、農商工連携や6次産業化、有機農業や自然農法など多様な農家・農業法人の取組への支援により、農産物のブランド化及び販路拡大を推進するとともに、農業の効率化に向けて、魅力ある職業とすべくICTなどを活用したスマート農業の推進を図るほか、環境負荷軽減に配慮した病害虫対策を実施し、持続可能な農業の実現を目指します。

- ・ **食に対する意識の向上**

消費者のニーズに応じて、安全安心でおいしく新鮮な農産物づくりを推進するとともに、「食と農」をテーマとした交流事業などを通じて、地産地消、食育などに対する市民意識の向上を図ります。

指標

指標	指標の内容	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
担い手の農地利用 集積状況	耕地面積のうち、担い手 へ集積された農地面積 の割合	64.7%	68.0%
農業産出額	農業生産活動による最 終生産物の総算出額（耕 種、畜産、加工農産物）	59.2 億円	61 億円

基幹的水利施設 農業用水の供給や排水を行うための大規模で公共性の高い施設の総称。

多面的機能支払交付金事業 農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動に係る支援や地域資源の適切な保全管理を推進する目的で国から支給される交付金。

ほ場整備事業 地域の要望を踏まえ、ほ場の大区画化、用排水路・農道の整備により、地区内の担い手への農地集積・集約化するとともに、高収益作物の導入を図るもの。

6次産業化 一次産業（農林漁業）と、二次産業（製造業）、三次産業（小売業）などの事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組のこと。

I C T Information and Communication Technology の略称。情報通信技術のこと。

スマート農業 ロボット、AI、IoT などの情報通信技術を活用し、農作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減、農業の生産性の向上などを図るもの。

施策目的

多くの人から愛される活力と魅力あふれるまちになる

- ・ 多様な観光客への対応や自治体間の連携強化により交流人口の拡大につなげ地域経済を発展
- ・ 関係者と連携した本市ブランド力の増大による、シビックプライドの醸成
- ・ 花の季節以外のイベント開催など、公園施設の有効活用
- ・ 貴重なつつじの古木群や日本遺産「里沼」などの観光資源の普及啓発を図りながら後世に継承

現状と課題

- ・ **地域経済の停滞**
人口減少による地域経済の停滞から地域再生を実現するためには、交流人口の拡大や地場産業の発展による地域活性化が必要です。
- ・ **観光ニーズの多様化**
観光客の志向や価値観は多様化しており、インバウンド対策も含め、時代に即した観光資源の変革や新しい観光資源の開発とその魅力の発信が求められています。
- ・ **広域的な誘客活動**
近隣自治体と観光資源の連携を図ることにより、広域的な誘客活動を推進することが求められています。
- ・ **公園施設の新たな活用**
日本遺産「里沼」の構成文化財である自然や歴史、文化の活用に加え、公園施設及び周辺施設を活用した地域交流が求められています。
- ・ **観光資源の継承**
本市には、世界一のつつじの古木群や日本遺産「里沼」など豊富な観光資源があり、後世に継承し、大切に守っていくことが求められています。

施策の方向

- ・ **観光資源の創出と活用**
世界一のつつじや日本遺産「里沼」などの既存の観光資源の磨き上げに取り組みながら、体験型などの新たな観光資源を創出し、それらを効果的に活用することにより、交流人口の拡大に取り組み、地域経済を発展させます。

- 多様な観光客への対応**
 里沼体感や産業観光、アニメツーリズムなどの様々な魅力ある観光資源を取り入れ、外国人を含む多様な観光客に楽しんでもらえるよう、観光分野でのＩＣＴやＩｏＴなども活用しながら、受入体制の充実と時代を捉えた情報提供を行います。
- 連携によるブランドの発信**
 地域住民と観光に関係する事業者や団体が連携した実効性のある取組により、館林のブランドを全国に発信するとともに、公民による広域での連携を強化し、広域観光周遊ルートづくりを目指します。
- 四季を通して愛される公園づくり**
 「つつじのまち」としてのＰＲを推進するとともに、令和６年度に再開したサイクリングターミナルを拠点として、公園をはじめ、公共空間の利活用を推進し、四季を通じて交流人口の拡大やにぎわいの創出を目指します。
- 観光資源の継承と普及啓発**
 樹齢８００年を超えるヤマツツジの古木群など貴重な文化財でもあるつつじの保護、保存、育成や、日本遺産「里沼」に象徴される豊かな自然の保全など観光資源の継承に努め、普及啓発を図りながら活用することで、更なる価値の向上に努めます。

指標

指標	指標の内容	現状値 (令和６年度)	目標値 (令和１２年度)
観光入込客数	年間を通してまつりやイベント、主な観光施設に訪れた観光客数	1,519,158 人	1,650,000 人
つつじまつり外国人訪問者数	つつじまつりの有料期間中につつじが岡公園に入園した外国人数	3,697 人	12,000 人
観光ボランティアガイドの登録者数	観光ボランティアガイドの登録者数	41 人	80 人

交流人口 その地域を訪れる人々のこと。

シビックプライド まちへの「誇り」「愛着」「共感」を持ち、まちのために自ら関わっていかこうとする気持ちのこと。

里沼 「里」と「沼」の合成語で、「里山」になぞらえた概念。

インバウンド 外国人の訪日旅行、訪日旅行客のこと。

アニメツーリズム アニメやマンガのファンが作品の舞台となった土地などを訪れる旅行のこと。

ICT Information and Communication Technology の略称。情報通信技術のこと。

IoT Internet of Things の略称。日常の物体がインターネットに接続されており、データの収集や通信が可能な状態のこと。

サイクリングターミナル サイクリングが楽しめる公共の宿泊施設のこと。

施策目的

人が集まり、市民自らがつくる、にぎわいと魅力あるまちになる

- ・ 移住・定住の促進や婚活支援などの取組による人口減少の抑制
- ・ 地域の活性化に繋がる関係人口の創出・拡大
- ・ 空き家利活用の推進による空き家の有効活用
- ・ 個性を生かしたサービスやブランドづくりに取り組む商店の増加※再掲
- ・ アントレプレナーの活躍と遊休不動産の活用※再掲
- ・ 適切な土地利用の規制・誘導による良好な市街地の形成
- ・ 居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成
- ・ 土地の区画形質の変更及び道路や公園などの公共施設の整備による宅地利用の増進
- ・ 市民協働での企画・実施による魅力的なイベントの開催

現状と課題

- ・ **人口の減少**
本市の人口は、少子高齢化や東京圏への人口流出により、2005年をピークに減少し続けており、特に生産年齢人口の減少が顕著となっていることから、人口減少に歯止めをかけることが求められています。
- ・ **地域づくりの担い手不足**
人口減少や少子高齢化の進行により、祭りやイベントなどの地域活動に携わる「担い手」が不足しています。
- ・ **空き家の増加**
人口減少や少子高齢化、若者の流出に伴い、市内の空き家が増加しているため、空き家の抱えるリスクへの理解と対策が求められています。
- ・ **商店街の衰退※再掲**
消費者のライフスタイルの変化などを背景に、商店の集客力低下や顧客離れによる売上げ減少、店主の高齢化や後継者不在による空き店舗の増加などにより、商店街が衰退しているため、個性を生かしたサービスやブランドづくりに取り組む商店の集積や稼ぐ力、遊休不動産の有効活用が求められています。
- ・ **地域コミュニティ・都市機能の維持の困難**
郊外のみならず、まちなかの居住地においても人口減少が進み、地域コミュニティや行政・医療・商業などの都市機能の維持が困難となることが予想されることから、無秩序な市街地拡散の抑制とともに、地域に合った土地利用の検討を行い、良好な市街地の形成が求められています。

- **公共空間の利活用**
街路空間を車中心から人中心の空間へと転換し、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる場へと改変することが求められています。
- **居住環境ニーズの変化**
少子高齢化の進行や社会経済情勢が変化している中、高齢者や子育て世代などが住みやすく、安全・安心で快適に生活できる居住環境が求められています。
- **居住環境の改善**
市街地の狭あいな道路の解消などが課題となっており、災害に強く、安全・安心に暮らせる居住環境の形成を図ることが必要です。
- **まちなかのイベントの衰退**
まちなかを舞台としたイベントのにぎわいが、運営側の参加者の減少により縮小されつつあるため、今後も継続・発展させるために、参加者の意識高揚が求められています。

施策の方向

- **人口減少対策の推進**
本市のたくさんの魅力を市内外に広く発信し移住・定住を促進するとともに、効果的な婚活支援に取り組むことに加え、若者に対する進学や就職の機会を捉えた情報発信・支援などを行うことにより、人口減少の抑制に努めます。
- **関係人口の創出・拡大**
まちの魅力の積極的な発信や、市外の方が地域と関わる機会を提供する官民連携の取組の促進などにより、地域の活性化に繋がる関係人口の創出・拡大を図ります。
- **空き家の利活用の推進**
市内の空き家を有効活用するために、情報提供や支援など、利活用を推進します。
- **個性がある商店の集積 ※再掲**
公民連携を推進して、個性がある商店の集積に取り組みます。
- **アントレプレナーの発掘・育成と遊休不動産の活用 ※再掲**
まちの当事者となって活躍するアントレプレナーを発掘・育成し、遊休不動産を活用することによって、地域の稼ぐ力や価値を高めます。
- **コンパクトシティの推進**
交通インフラの強化により周辺地域との連携を図りつつ、人口規模に見合ったコンパクトシティを目指すため、立地適正化計画を推進してまちなかへ居住と都市機能を誘導します。

- ・ **ウォーカブルなまちづくりの推進**
まちのにぎわい再生に向け、移住定住促進などの人口減少対策、商業振興・観光施策及び都市機能をまちなかへ適正に誘導することと併せ、路地も含めた街路空間の利活用により、ウォーカブルなまちづくりの推進に努めます。
- ・ **健全な市街地の形成**
良好な居住環境の形成のため、土地区画整理事業などの推進により健全な市街地の形成に努めます。
- ・ **市民協働によるまちづくり**
地域性や独自性を生かし、市民がイベントを企画、運営できるよう自立した組織づくりを推進します。

指標

指標	指標の内容	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
居住誘導区域の人口密度	立地適正化計画に定める居住誘導区域内の人口密度	39 人/ha (令和 2 年度)	39 人/ha
空き家バンク登録物件利活用件数	空き家バンクに登録された空き家の利活用件数	3 件	5 件
遊休不動産の利活用件数（再掲）	市の事業（創業・リノベーションまちづくり・空き店舗情報システム）によって、遊休不動産が常設店舗やイベントに利用された件数の合計	3 件	3 件
市の支援による婚活イベントなどへの参加者数	市が実施もしくは支援したイベントなどへの参加人数	86 人	100 人
移住・定住の相談人数	窓口やイベントなどにおける移住・定住の相談人数	81 人	100 人

関係人口 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々のこと。

アントレプレナー 新しく事業を起こす人のこと。

遊休不動産 個人・企業が所有しているものの、活用されていない不動産のこと。

地域コミュニティ 地域をより良くするために活動する住民同士のつながりや集まりのこと。

東京圏 一般的に、東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県の一都三県を指すもの。

生産年齢人口 生産活動を中心となって支える15～64歳の人口のこと。

街路空間 公共施設としての街路の路面のみならず、沿道の民間敷地、さらには沿道の建築物などの土地利用を含めた空間全体のこと。

コンパクトシティ 人口減少や超高齢化が進む中でも、人々が安心・健康・快適に暮らせるとともに、財政面でも持続可能な都市を実現するために、医療施設や住居など、日常生活に必要な機能を拠点ごとに集約して配置した、より拠点性を重視した集約型都市構造のこと。

ウォーカブル 「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指したまちづくりの方向性のこと。

居住誘導区域 立地適正化計画に定める区域で、人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域のこと。

空き家バンク 定住促進による地域の活性化を図るため、空き家物件情報を地方公共団体のホームページ上などで提供する仕組みのこと。

リノベーションまちづくり 使われていない建物や空間などを活用して、新しい価値を生み出し、地域を変えていく手法。

施策目的

地域性に応じた土地利用ができていくまちになる

- 適切な土地利用の規制・誘導による良好な市街地の形成※再掲
- 良質な宅地の確保と無秩序な市街地拡散の抑制
- 土地の境界や面積など登記簿と公図が正確に修正されることによる土地の保全や活用の促進

現状と課題

- **地域コミュニティ・都市機能の維持の困難※再掲**
郊外のみならず、まちなかの居住地においても人口減少が進み、地域コミュニティや行政・医療・商業などの都市機能の維持が困難となることが予想されることから、無秩序な市街地拡散の抑制とともに、地域に合った土地利用の検討を行い、良好な市街地の形成が求められています。
- **自然環境と都市機能の調和**
自然や農地は、生活に憩いと安らぎを与えるだけでなく、環境保全や災害防止、生産機能という役割もある一方、快適で豊かな生活を送るためには、道路・公園などの公共施設や、工業・流通需要の受け皿となる産業団地が欠かせないことから、自然環境や農地と都市機能との調和が求められています。
- **不明確な地籍**
現在、法務局に備え付けられている登記簿と公図は、土地の境界や面積などが実態と異なる場合が多いため、是正が求められています。

施策の方向

- **コンパクトシティの推進※再掲**
交通インフラの強化により周辺地域との連携を図りつつ、人口規模に見合ったコンパクトシティを目指すため、立地適正化計画を推進してまちなかへ居住と都市機能を誘導します。
- **地域に合わせた土地利用の検討**
開発の進められた郊外や既存の集落については、地区計画制度などの地域に合わせた土地利用を検討します。
- **用途地域の見直し**
用途地域については、指定用途に基づいた適正な土地利用を誘導しながら、土地の有効活用や産業振興などの需要に対する見直しを行います。
- **開発許可制度の運用**
開発許可制度の運用により、調和の取れた土地利用を図ります。

- **適正な市街化区域の設定**

都市計画を適切に定めて実現していくために、都市計画に関する調査によって得られた市街地の現況や産業需要の見通しに基づき、農業的土地利用との調和を図りながら、適正な市街化区域の設定に努めます。

- **地籍調査の推進**

土地の保全と活用に資するため、地籍測量を計画的に進めます。

指標

指標	指標の内容	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
居住誘導区域の人口密度（再掲）	立地適正化計画に定める居住誘導区域内の人口密度	39 人/ha (令和 2 年度)	39 人/ha

地域コミュニティ 地域をより良くするために活動する住民同士のつながりや集まりのこと。

コンパクトシティ 人口減少や超高齢化が進む中でも、人々が安心・健康・快適に暮らせるとともに、財政面でも持続可能な都市を実現するために、医療施設や住居など、日常生活に必要な機能を拠点ごとに集約して配置した、より拠点性を重視した集約型都市構造のこと。

用途地域 住居、商業、工業といった、土地利用における用途の混在を防ぐことを目的とした都市計画法の地域地区のこと。

開発許可制度 市街化区域及び市街化調整区域を担保するため、建築物を建築する目的で行う土地の区画形質の変更（開発行為）の水準を保たせるとともに、一定のものを除き開発行為を行わせないとする制度。

市街化区域 都市において、積極的に市街地として開発・整備を行う区域、すでに市街化を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域のこと。

地籍調査 主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査のこと。

居住誘導区域 立地適正化計画に定める区域で、人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域のこと。

施策目的

人や物が安全で快適に移動できるまちになる

- ・ 円滑な交通の確保による市内の快適な移動
- ・ 子どもや高齢者などの交通弱者が安心して通行できる環境
- ・ 市民の交通安全意識の向上
- ・ 公共交通ネットワークの充実による市民の移動手段の維持

現状と課題

- ・ **交通混雑の解消**
私たちが生活する上で、道路は人の移動や物流を支える重要な都市基盤施設であり、目的地への移動を円滑に行うためには、道路の慢性的な混雑の解消が求められています。
- ・ **交通弱者の増加**
交通弱者が増える中で、歩行者や自転車などに配慮した安全安心に移動できる道路空間が求められています。
- ・ **交通ルールの遵守**
市民一人一人が交通ルールを遵守し、交通事故防止を図ることが必要です。
- ・ **公共交通ネットワークの確保・維持と継続的な改善・充実**
住みやすく活力ある地域社会実現に向け、まちづくりと連携した公共交通ネットワークの確保・維持と移動ニーズに合わせた継続的な改善が求められています。

施策の方向

- ・ **幹線道路などの整備**
市内の幹線道路網を体系的に整備し、産業活動、観光振興、救急医療、防災など、拠点性を高める道路整備や、地域の利便性を考慮した道路整備を推進します。
- ・ **道路の利便性と安全性の向上**
日常の道路パトロールや橋梁の定期的な点検により、修繕や施設の長寿命化を図るとともに、適切な維持管理を行い安全安心な道路環境を確保します。
- ・ **移動の安全性の向上**
歩行者や自転車などが快適に移動できるような道路整備を推進するとともに、安全対策に努めます。
- ・ **連携による交通安全対策の推進**
市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、関係機関・団体が連携した総合的な交通安全対策を推進します。

・ **移動環境の確保**

安定的な移動環境の確保に向け、地域の実情や移動ニーズに適切に対応できるよう、公共交通の利便性の向上や多様な移動環境の整備を推進します。

指標

指標	指標の内容	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
路線バスの年間利用者数	路線バスの利用者数	251,641 人	266,000 人
交通事故発生件数	館林市内の交通事故発生件数	252 件	270 件
市道の整備率	市道の実延長に対する改良済み延長の割合	53.3%	54.0%

交通弱者 移動困難・不便を抱える方や交通事故に遭うリスクの高い方のこと。

公共交通ネットワーク 鉄道、バス、タクシーなど、不特定多数の人が利用できる交通機関が、相互に連携し、効率的な移動を可能にする仕組みのこと。

幹線道路 高速道路、一般国道、都道府県道及び市町村道で形成する主要な道路網のこと。

施策目的

快適な居住環境で暮らしやすいまちになる

- ・ 市民の誰もが安心して快適に暮らせる住まいの確保
- ・ 土地の区画形質の変更及び道路や公園などの公共施設の整備による宅地利用の増進
- ・ 空き家利活用の推進による空き家の有効活用※再掲
- ・ 安全・安心な水の安定的供給
- ・ 居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成※再掲

現状と課題

- ・ **居住環境二一ズの変化※再掲**
少子高齢化の進行や社会経済情勢が変化している中、高齢者や子育て世代などが住みやすく、安全・安心で快適に生活できる居住環境が求められています。
- ・ **居住環境の改善※再掲**
市街地の狭あいな道路の解消などが課題となっており、災害に強く、安全・安心に暮らせる居住環境の形成を図ることが必要です。
- ・ **空き家の増加※再掲**
人口減少や少子高齢化、若者の流出に伴い、市内の空き家が増加しているため、空き家の抱えるリスクへの理解と対策が求められています。
- ・ **水の持続可能な供給**
他市町や組合と広域連携するなど、生活圏の拡大を踏まえ、水の持続可能な供給が求められています。
- ・ **公共空間の利活用※再掲**
街路空間を車中心から人中心の空間へと転換し、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる場へと改変することが求められています。

施策の方向

- ・ **良質な住宅の供給**
住宅に困窮する低額所得者、高齢者、子育て世帯などの居住の安定の確保が図れるように、既存住宅のストックの有効活用や効率的な維持管理を推進し、良質な住宅の供給を行えるよう努めます。
- ・ **健全な市街地の形成※再掲**
良好な居住環境の形成のため、土地区画整理事業などの推進により健全な市街地の形成に努めます。

- ・ **空き家の利活用の推進※再掲**
市内の空き家を有効活用するために、情報提供や支援など、利活用を推進します。
- ・ **群馬東部水道企業団との連携強化**
水道管の適正な管理や、老朽化対策などによる安全・安心な水の安定的供給のために、群馬東部水道企業団との連携を強化します。
- ・ **ウォーカブルなまちづくりの推進※再掲**
まちのにぎわい再生に向け、移住定住促進などの人口減少対策、商業振興・観光施策及び都市機能をまちなかへ適正に誘導することと併せ、路地も含めた街路空間の利活用により、ウォーカブルまちづくりの推進に努めます。

指標

指標	指標の内容	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
空き家バンク登録 物件利活用件数 (再掲)	空き家バンクに登録された空き家の利活用件数	3件	5件
西部第一南土地地区 画整理事業進捗率 (事業費ベース)	総事業費のうち執行済 事業費の割合	91.3%	93.4%
西部第一中土地地区 画整理事業進捗率 (事業費ベース)	総事業費のうち執行済 事業費の割合	94.5%	95.5%
西部第二土地地区画 整理事業進捗率 (事業費ベース)	総事業費のうち執行済 事業費の割合	59.7%	66.9%

街路空間 公共施設としての街路の路面のみならず、沿道の民間敷地、さらには沿道の建築物などの土地利用を含めた空間全体のこと。

ウォーカブル 「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指したまちづくりの方向性のこと。

空き家バンク 定住促進による地域の活性化を図るため、空き家物件情報を地方公共団体のホームページ上などで提供する仕組みのこと。

土地地区画整理事業 道路、公園、河川などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

施策目的

花と緑に囲まれ、憩いと安らぎのあふれた、ガーデンシティと言われるまちになる

- ・ 自然と親しむ場や機会の充実、各種制度を活用した緑の維持や保全など緑づくりの取り組み支援による緑化の推進（緑を育てる）
- ・ 公園の緑や施設の適切な維持管理及び、安全安心で持続可能な公園のありかたや施設内容の見直し（緑を見直す）
- ・ 多様な主体の公園利活用への参画を促進し、災害対策やにぎわいの創出など様々な公園機能を有効に活用（緑を使う）

現状と課題

- ・ **大切な緑の保全・維持の継続**
市民が市内の緑に触れ、その価値を知り、地域への愛着を深め、実際に行動することにより、緑を生かしたまちの魅力向上につなげ、かけがえのない緑を将来にわたり、守り育てていく必要があります。
- ・ **公園の老朽化と新たなニーズへの対応**
人口減少や少子高齢化、利用者ニーズの変化、さらには施設老朽化に対し、公園のあり方や施設内容の見直しについて検討すること、また市民にとって公園が身近な場所であり続けるよう、適切な維持管理を行うことが求められています。
- ・ **にぎわい創出や安全・安心なまちづくりに向けた利活用方策の検討**
災害時の利活用を見据えて、災害発生時の避難場所や復旧活動の拠点などとしての活用や、にぎわいがもたらされるよう、市民が気軽に使える開かれた居心地の良い空間の創出に向けて、拠点となる公園の魅力を高めていく必要があります。

施策の方向

- ・ **緑化の推進と緑地の保全**
花と緑に親しみを覚え、緑豊かな自然と人が共生できるガーデンシティを目指し、市民と協働で緑化を推進し、また古くから大切にされてきた平地林や古木の保全も引き続き行います。
- ・ **公園・緑地の機能分担や集約**
施設内容が画一的な公園が多くある一方で多様な特徴や機能を持つ公園もあることから、利用目的や地域の特性・全体的なバランスを考慮した機能の分担や集約を講じます。

- ・ **公園施設の老朽化対策**

既存の公園について、老朽化が進んでいることから、公園施設の維持管理を徹底し、長寿命化対策を講じながら、必要な防犯対策を加え、安全で安心な供用に努めます。

- ・ **公園の災害時活用の検討**

災害時には、公園や緑地は緊急避難場所となることから、災害時を想定し、活用できるよう対策を講じます。

- ・ **にぎわい創出や魅力の向上**

公園活用に官民連携や市民活力を取り入れ、質の向上やニーズを踏まえた、まちのにぎわいにつながる拠点化の取り組みを進めます。

指標

指標	指標の内容	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
緑化事業の満足度	市の緑化事業に対する満足度	98.0%	100%
市民一人当たりの都市公園面積	市民一人当たりの都市公園の面積	26.35 m ²	26.35 m ²

ガーデンシティ 田園都市、花園都市、庭園都市のこと。

都市公園 国及び地方公共団体が設置する公園又は緑地で、都市公園法に基づいて管理するもの。

(表紙)

基本目的Ⅴ 行政経営 (写真)

施策目的

市民と行政が共創して発展できるまちになる

- ・ 市民一人一人が主体的に地域活動に参加することによる地域力の向上
- ・ 地域に活力と心の豊かさを生む市民協働の推進

現状と課題

- ・ **地域社会の希薄化**
都市化の進展やライフスタイルの多様化などにより、地域の連帯意識が年々希薄化しています。
- ・ **多様な主体の連携による課題解決**
社会の変化に伴い、地域課題の複雑化・多様化が進んでおり、課題解決のためには、行政のみの対応では不十分であるため、市民や市民活動団体、企業、行政などが、それぞれの役割と責任を自覚しつつ、連携して取り組むことが必要です。

施策の方向

- ・ **地域活動の活性化**
地域力向上を図るため、地域が主体的に行う地域活動を支援し、地域の連帯意識の高揚を図ることに加え、近年移住者が増加していることから、移住者が地域コミュニティへスムーズに馴染めるような支援に取り組みます。
- ・ **市民協働のための環境整備**
市民協働の必要性を普及・啓発するとともに、次代のまちづくりを担う人材の育成に努めることに加え、市民活動や市民協働に関する情報提供・相談体制を整えるなど、ボランティアや市民活動団体を支援します。

指標

指標	指標の内容	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
市民活動に関する 問合せ件数	ボランティアやNPOなど に関する問合せ件数	183 件	540 件

地域力 市民、企業その他の地域の構成員が、協働して自律的に地域の課題を解決し、地域の価値を創造していく力。

施策目的

市民一人一人の人権が尊重され、誰もが安心して平和に暮らせるまちになる

- ・ 平和の尊さに対する市民の理解促進
- ・ すべての人々の人権が守られる、思いやりとやさしさに満ちた地域社会の構築
- ・ 性別や国籍にかかわらず、誰もが等しく市民として活躍できる地域社会の構築

現状と課題

- ・ **戦争歴史の風化**
日本が終戦を迎えて 80 年が経過しています。戦争体験者が年々減る中、若い世代へ戦争の悲惨さや平和の尊さを伝えていくための継続的な取組が必要です。
- ・ **多様化する人権課題への対応**
様々な人権課題への取組が進む中、インターネット上の人権侵害や性的マイノリティ、外国人の問題など、社会の変化に伴う新たな課題が生じており、あらゆる差別や偏見を解消するための継続的な取組が必要です。
- ・ **男女共同参画社会への対応**
性別に関わらず誰もが自分らしく生きることのできる男女共同参画社会の実現が求められており、家庭や地域、職場などにおける男女間の格差解消などの課題を解決する継続的な取組が必要です。
- ・ **多文化共生社会への対応**
外国人住民が急激に増加し、地域では様々な国籍や民族、文化などが混在していることから、日本人と外国人がお互いの違いを認め合える地域づくりなど、多文化共生社会への対応が求められています。

施策の方向

- ・ **恒久平和への意識高揚**
平和な社会をめざし、恒久平和への意識を高める啓発活動を推進します。
- ・ **人権尊重理念の啓発**
あらゆる差別や偏見を解消するため、人権尊重理念の啓発など、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づいた取組を推進します。
- ・ **男女共同参画の推進**
性別にかかわらず、社会のあらゆる分野に男女が共に参画し、活躍できる環境を整えるため、「男女共同参画基本計画」に基づいた取組を推進します。

- ・ **多文化共生の地域づくり**

文化や習慣の違いを認め合い、近隣の住民同士として良好な関係を築くことができる多文化共生の地域づくりを推進するため、地域や関係団体と連携し、相互交流・相互理解の機会を創出するほか、外国人住民の生活サポートを行います。

指標

指標	指標の内容	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
館林市国際交流協会会員数	国際親善や多文化共生を支援する国際交流協会の会員数(個人・法人)	個人・団体 294 件	個人・団体 350 件
日本語教室外国人生徒数	日本語教室外国人生徒数	188 人	400 人

性的マイノリティ レズビアン(女性の同性愛者)やゲイ(男性の同性愛者)、トランスジェンダー(体と心の性に違和感がある人)、バイセクシャル(両性愛者)といった性的少数者を表した言葉。

多文化共生 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

施策目的

時代に対応できる自立した持続可能なまちになる

- ・ 中長期ビジョンにのっとり、市民とともに進める持続可能な行政の経営
- ・ 限られた財源と資源を最大限に活用するなど、効率・生産性の向上
- ・ 人口減少や災害対策、環境問題など、広域化する行政課題に対する近隣市町と連携した的確な対応
- ・ 公共施設等の適正な配置や財政負担の軽減・平準化を図り、行政サービスの水準を確保
- ・ 市税の適正公平な課税・徴収に努めるとともに、自主財源の確保を見込める方法の情報収集や取組により税外収入も確保
- ・ 政治や選挙への関心を高めることにより、多くの市民が投票に参加
- ・ 社会環境の変化に対応できる人づくりの推進
- ・ DX推進による市民の利便性向上及び行政の効率的・持続的な運営

現状と課題

- ・ **中長期ビジョンの策定**
多様化する市民ニーズに対応するため、市の方向性を示すビジョンが求められています。
- ・ **公民連携の必要性**
地域の特性を生かした魅力ある地域社会を形成し、公民連携した質の高い公共サービスの提供が求められています。
- ・ **安定財源の減少と財政需要の増大**
人口減少の進展に伴い、安定財源である市税収入などの減少が懸念される一方、社会保障費などの財政需要が増大しているため、確実な財源確保の取組と健全な財政運営の継続が求められています。
- ・ **公共施設等の老朽化と適正な配置**
少子高齢化や人口減少の進展などにより、財政状況が厳しさを増す中、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、今後、公共施設の必要性等を踏まえた適正な配置を引き続き検討していく必要があります。
- ・ **広域連携の必要性**
市民の生活圏や経済活動が広域化し、行政区域を越えた連携が求められています。
- ・ **投票率の低下**
各種選挙における投票率は低下傾向にあることから、継続して啓発活動を実施していく必要があります。

- **公平公正な監査**
厳しい財政状況を踏まえた効率的・効果的な事務事業が執行されているかについて、公平公正に監査することが求められています。
- **事務の省力化・効率化**
行政改革が進められる中、省力化、事務の効率化が求められています。
- **環境の変化に対応できる職員の育成**
行政を取り巻く環境の変化に対応するため、職員の能力開発、意欲向上を図ることが必要です。
- **行政サービスの質の維持・向上**
人口減少による財政悪化や労働力不足を背景に、行政サービスの持続可能性を確保するため、情報セキュリティ対策の強化を図りながら、デジタル技術の活用と業務効率化を進め、多様な市民ニーズへの対応や誰一人取り残さない社会の構築が求められています。

施策の方向

- **総合計画及び総合戦略の着実な実施**
総合計画及び総合戦略を着実に実施するため、PDCAサイクルを基本とした、効果的な評価と進捗管理を行い、成果志向、目的志向に沿った柔軟な事業を展開します。
- **行政改革の推進**
民間の優れた手法を取り入れ、変化する時代に的確に対応した行政改革を実施するとともに、効果的、効率的な組織機構の改革や定員管理を実施します。
- **公民連携の推進**
PPPなど公民連携を図り、質の高い公共サービスを提供するとともに、民間事業者や大学との連携を図り、魅力ある地域社会形成を推進します。
- **近隣市町との連携**
広域的な課題を解決するため、引き続き近隣自治体や関係団体との連携を図ります。
- **財政運営の健全化**
財政の健全性を確保するため、自主財源の確保や各種事業の見直しを進めるとともに、中長期的な視点に立った財政運営を推進します。
- **公共施設等の最適化**
変化する市民ニーズを踏まえ、公共施設等の全体状況を把握し、計画的な更新・統合・長寿命化を推進します。
- **自主財源の確保**
適正かつ公平な市税賦課により税財源を確保するとともに、収納率向上のための納税啓発を継続し、口座振替による期限内納付の推進や適正な滞納整理を実施するほか、ふるさと納税やネーミングライツ、基金の運用、クラウドファンディングなど新たな取組により税外収入を確保します。

- **ＤＸの推進**
「市民サービスのＤＸ」及び「庁内業務のＤＸ」を推進し、「利用者」及び「業務効率化」の視点を踏まえ、業務の見直しを実施するとともに、デジタル技術の活用を、サイバー攻撃の高度化・巧妙化を踏まえた情報システムのセキュリティ強化なども行いながら、効果的・効率的に進めます。
- **適切な監査の実施**
最少の経費で最大の効果を挙げているかに留意して監査を実施します。
- **適正な選挙事務の執行**
法令遵守を徹底し、適正かつ公平・公正な管理執行に努めます。
- **職場環境の改善及び職員の人材育成**
働き方改革を推進し、働きやすい職場づくりを進めるとともに、多様な研修により、職員が、高いモチベーションを持って新たな社会の課題に取り組めるよう、人材育成に努めます。

指標

指標	指標の内容	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
第八次行政改革大綱の取組状況割合	第八次行政改革大綱における全推進計画の内、取組状況が、計画通り、計画以上、計画完了となる計画の割合。現状値は第七次行政改革大綱の最終実績値	—	100%
経常収支比率	財政構造の弾力性を測定する指標で、数値が低いほど財政運営に余裕（弾力性）があることを示している	96.4% (令和 5 年度)	95.6%
資金運用の総合計額	資金運用の利子及び売却益の合計	3,577 万円 (令和元～令和 5 年度)	3,950 万円 (令和 8～令和 12 年度)
ふるさと納税寄附金額	本市に寄附されたふるさと納税の寄附金額	2.1 億円	3 億円
電子申請の利用件数	電子申請や市公式 LINE 等を用いたオンライン申請の件数	41,373 件	100,000 件

DX Digital Transformation の略称。デジタル技術の活用を通して生活やビジネスを変革すること。

サイバー攻撃 インターネットやコンピューターネットワークを標的として行われる悪意のある攻撃のこと。

PPP Public Private Partnership の略称。民間の創意工夫などを活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化などを図るため、公共施設の建設、維持管理、運営などを行政と民間が連携して行うこと。

ネーミングライツ 自主財源の確保を図るため、民間事業者に市有施設の愛称として企業名や商品名などを付ける権利を付与する事業のこと。

クラウドファンディング 「群衆 (Crowd)」と「資金調達 (Funding)」を組み合わせた造語で、インターネットを介して個人又は法人が想いや夢を発信し、それに共感した不特定多数の人々から資金を調達すること。

施策目的

市政の透明性を高め、誰もがまちへの愛着と誇りのあるまちになる

- ・ 積極的な情報発信による市民と行政の情報共有とシビックプライドの醸成
- ・ 市民が必要な時に必要な情報を得られるような情報共有の推進

現状と課題

- ・ **情報発信ツールの多様化**
市民の意見や要望を市政に反映させるため、積極的な広聴に努めるとともに、広報紙やホームページだけでなくSNSなどを活用した効果的な広報が求められています。
- ・ **市政情報の共有化**
人々が住みたくなる魅力的なまちを市民と共につくるためには、市政に関する様々な情報を市民と共有することが必要です。
- ・ **入札契約制度の透明性**
入札契約制度に関する透明性を高めるため、適切な情報開示が求められています。

施策の方向

- ・ **市政情報の提供と共有**
多様なメディアの活用による積極的な情報発信と、誰もが提供された情報や機能を支障なく利用できるようにすることで、市民と行政が互いに情報共有を図り、地域課題が解決できるよう分かりやすく適切な広報活動に努めます。
- ・ **市の魅力発信**
行政と民間が連携し、まちの魅力を効果的に発信することで、市の知名度と地域への愛着の向上を図ります。
- ・ **市政情報の共有**
市が保有する行政文書を適切に管理し、個人情報保護に配慮した上で、市民へ積極的に公開することにより、市政情報の共有化を図ります。
- ・ **適切な入札契約情報の開示**
法令順守を徹底し、適正かつ公平な執行を行った上で、入札契約制度の透明性確保に努めます。

指標

指標	指標の内容	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
ホームページへの アクセス数	館林市公式ホームページの各記事にアクセスした年間件数	4,560,632 件	5,500,000 件
市公式 X のフォロー ワー数	館林市公式 X のフォロー ワー数	4,605 人	6,350 人
市公式 LINE の友 だち登録者数	館林市公式 LINE の友だ ち登録者数	11,115 人	25,000 人

シビックプライド まちへの「誇り」「愛着」「共感」をもち、まちのために自ら関わっていかうとする気持ちのこと。

SNS Social Networking Service の略称。ユーザーがプロフィールを作成し、他のユーザーとコミュニケーションを取ったり、コンテンツを共有したりするウェブサイトやアプリケーションのこと。

(表紙)

第 4 部 附属資料 (写真)

1 策定経過

■ 主な流れ

令和6年度

	市民参画	策定状況	審議会等	市議会	庁内会議
6月	市民アンケート調査	策定方針検討			
7月		策定方針決定			策定委員会設置
8月	審議会委員公募			全員協議会	第1回策定委員会
9月		有識者による前期基本計画総括・提言			
10月					第2回策定委員会
11月		諮問	第1回全体会 第1回部会		第3回策定委員会
12月					
1月					第4回策定委員会
2月			第2回部会	全員協議会	
3月			第3回部会		第5回策定委員会

令和7年度

	市民参画	策定状況	審議会等	市議会	庁内会議
4月					第6回 策定委員会
5月		←	第2回全体会 第4回部会		第7回 策定委員会
6月					
7月		←	第3回全体会		第8回 策定委員会
8月		答申	第4回全体会		第9回 策定委員会
9月					
10月	パブリック コメント手続	→			
11月		計画策定完了		全員協議会	
12月					
1月					
2月					
3月					

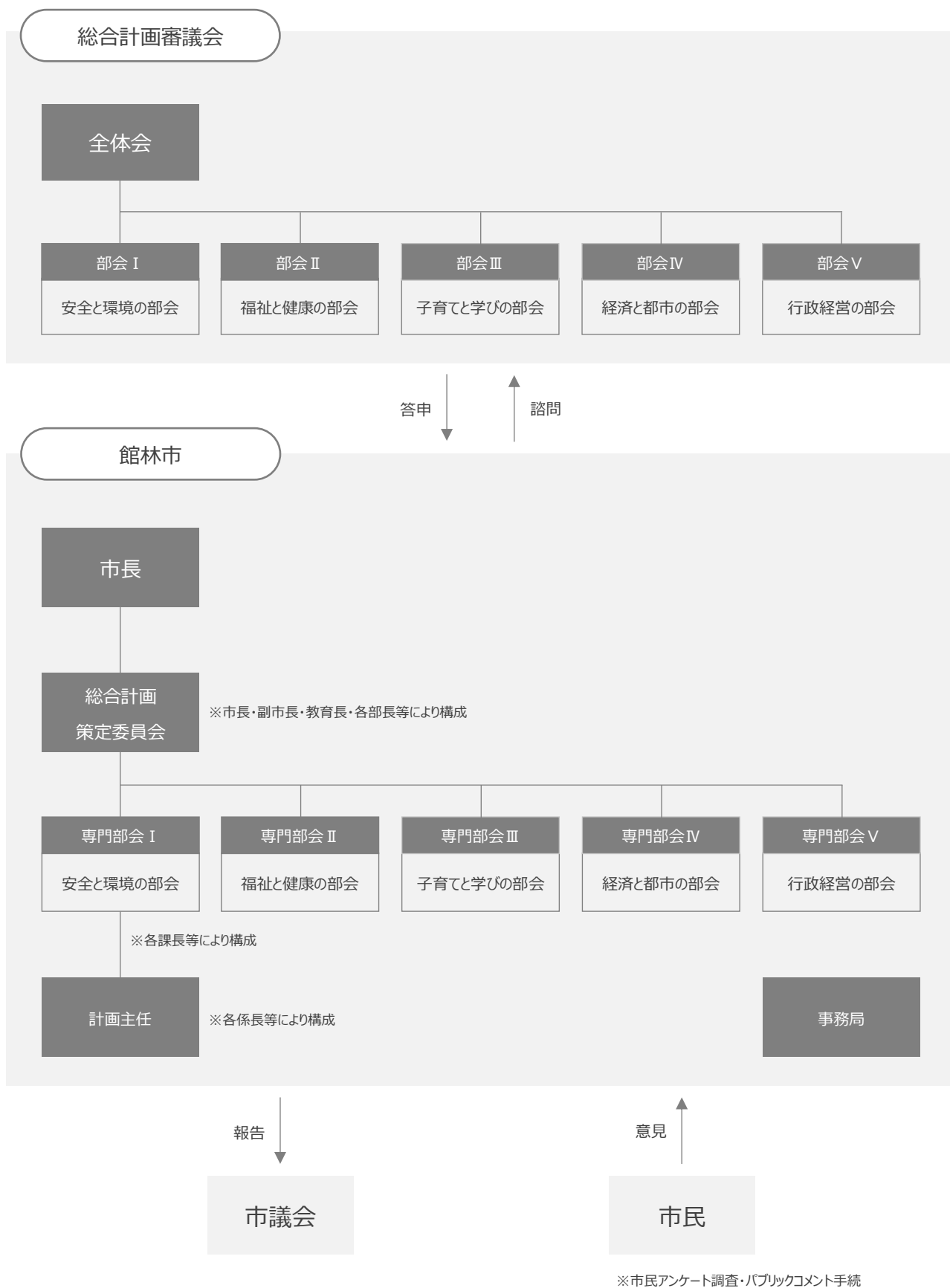
■ 総合計画審議会

年月日	会議などの名称	議題など
令和6年11月22日	第1回全体会	・ 委員委嘱 ・ 会長の選出 ・ 諮問 ・ 審議会の運営について説明 ・ 策定方針について説明 ・ 策定スケジュールについて説明
	講演会	・ 講演会 演題：ローカルにイノベーションを実装する 講師：東洋大学国際学部グローバル・イノベーション 学科 教授 市川 顕 氏
	第1回部会	・ 部会長の選出 ・ 部会の運営について説明 ・ 意見交換
令和7年2月3日	第2回部会	・ 部会における議論のステップについて説明 ・ 意見交換
令和7年3月27日	第3回部会	・ 部会における議論のステップについて協議 ・ 政策・施策の体系について協議 ・ 基本計画（分野別）の構成内容について協議 ・ 今後の取組について協議
令和7年5月26日	第2回全体会	・ 今後の審議会スケジュールについて説明 ・ 重点テーマについて協議
	第4回部会	・ 基本計画（分野別）の構成内容について協議
令和7年7月25日	第3回全体会	・ 計画素案について協議 - 冊子構成について - 序論について - 重点テーマについて - 分野別計画について
令和7年8月22日	第4回全体会	・ 計画素案の取りまとめについて協議 ・ 答申について協議
令和7年8月28日	答申	・ 答申

■ 総合計画策定委員会

年月日	回数	議題など
令和6年8月20日	第1回	・ 策定方針について ・ 策定スケジュールについて ・ 専門部会参事の指名及び計画主任の選出について ・ 審議会委員（案）について
令和6年10月1日	第2回	・ 策定スケジュールについて ・ 専門部会参事（部会長・副部会長）及び計画主任の決定について ・ 審議会委員候補者の決定について ・ 市民アンケート調査結果について
令和6年11月6日	第3回	・ 審議会委員の決定について ・ 総合計画審議会第1回全体会、講演会及び第1回部会について
令和7年1月21日	第4回	・ 総合計画審議会第2回部会について
令和7年3月6日	第5回	・ 総合計画審議会第3回部会について
令和7年4月28日	第6回	・ 今後の会議スケジュールについて ・ 総合計画審議会第4回部会について
令和7年5月13日	第7回	・ 総合計画審議会第2回全体会について
令和7年7月8日	第8回	・ 総合計画審議会第3回全体会について
令和7年8月8日	第9回	・ 総合計画審議会第4回全体会について

2 策定体制



3 委員名簿

総合計画審議会委員

	氏名	所属団体等	所属部会	選出区分
1	◎麦倉 晃	館林市区長協議会 会長	部会Ⅰ 部会Ⅴ	知識経験者
2	○原 真理子	元学校長	○部会Ⅲ 部会Ⅴ	知識経験者
3	○吉澤 祐志	館林市防災士連絡会 会長	○部会Ⅰ ◎部会Ⅴ	知識経験者
4	青山 和子	公募	部会Ⅱ	公募
5	飯島 一志	館林市議会総務文教常任委員会 副委員長	部会Ⅰ	市議会議員
6	飯塚 はる香	合同会社紬・組 代表社員	部会Ⅳ	知識経験者
7	市川 顕	東洋大学国際学部グローバル・イノベーション学科 教授	◎部会Ⅳ 部会Ⅴ	知識経験者
8	板橋 英之	群馬大学 副学長 大学院理工学府 教授	◎部会Ⅰ 部会Ⅴ	知識経験者
9	岩上 博志	館林市議会市民福祉常任委員会 副委員長	部会Ⅲ	市議会議員
10	岩崎 裕一	元関東短期大学こども学科 教授	◎部会Ⅱ 部会Ⅴ	知識経験者
11	亀山 知英	ATELIER PETITE USINE 主宰	部会Ⅲ	知識経験者
12	神谷 晋太郎	株式会社神寛 代表取締役	○部会Ⅳ	知識経験者
13	川村 幸人	館林市議会 副議長	部会Ⅱ	市議会議員
14	小林 但弥	館林市議会経済建設常任委員会 副委員長	部会Ⅳ	市議会議員
15	佐竹 睦美	館林市小中学校 PTA 連合会 顧問	部会Ⅲ	知識経験者
16	篠原 久美子	館林市環境審議会委員	部会Ⅰ	知識経験者
17	柴田 信	館林市議会総務文教常任委員会 委員長	部会Ⅲ	市議会議員
18	渋谷 理津子	館林市議会 議長	部会Ⅰ	市議会議員
19	田端 智子	公募	部会Ⅲ	公募
20	塚田 了右	館林市民生委員児童委員協議会 会長	部会Ⅱ	知識経験者
21	中村 美子	館林市障がい者の住みよい街づくり推進協議会 委員	○部会Ⅱ	知識経験者
22	橋田 高明	株式会社花山うどん 代表取締役社長	部会Ⅳ	知識経験者
23	濱田 哲也	館林市邑楽郡医師会 理事	部会Ⅱ	知識経験者
24	野本 泰生	館林市議会市民福祉常任委員会 委員長	部会Ⅱ	市議会議員
25	半田 健二	公募	部会Ⅰ	公募
26	平井 玲子	館林市議会経済建設常任委員会 委員長	部会Ⅳ	市議会議員
27	福田 奈々子	元幼稚園長	部会Ⅲ	知識経験者

28	増田 一男	館林交通安全協会 会長	部会Ⅰ	知識経験者
29	松澤 恒雄	館林市寿連合会 会長	部会Ⅱ	知識経験者
30	松本 和久	館林市乳牛育成牧場 牧場長	部会Ⅳ	知識経験者
31	森 静子	元関東短期大学こども学科 教授	◎部会Ⅲ 部会Ⅴ	知識経験者
32	森實 佑樹	東日本電信電話株式会社（館林市 DX 推進アドバイザー）	○部会Ⅴ	知識経験者
33	谷田川 明慶	有限会社フォレスト 代表取締役	部会Ⅳ	知識経験者
34	渡部 啓	アサヒ飲料株式会社 群馬工場 工場長	部会Ⅳ	知識経験者
35	渡邊 光祐	公募	部会Ⅳ	公募

※ 会長・副会長を除き五十音順（五十音順）

※ ◎は審議会会長、○は審議会副会長

※ 所属団体等：委嘱時点のものを記載

※ 所属部会：◎は部会長、○は副部会長

■ 総合計画策定委員会委員（庁内）

	役職	氏名
1	市長	多田 善洋
2	副市長	相澤 均
3	教育長	中村 美江子
4	政策企画部長	吉田 智之
5	総務部長	小林 正明
6	市民環境部長	岡戸 千絵
7	福祉部長	山田 武司
8	健康こども部長	木村 智之
9	経済部長	鈴木 匡
10	都市建設部長	黒澤 政彦
11	議会事務局長	加藤 聖恵
12	教育次長	戸叶 俊文
13	館林地区消防組合消防長	横村 恭彦

※ 事務局：企画課長 新井 孝行・政策推進係長 酒井 進也

政策推進係 主任 岩瀬 宇・主任 真尾 諒・主任 新井 由季・主任 谷村 健宏

4 諮問書・答申書

■ 諮問書

館市第 205259 号
令和 6 年 11 月 22 日

館林市総合計画審議会会長 様

館林市長 多 田 善 洋



館林市第 6 次総合計画（後期基本計画）の策定について（諮問）

このことについて、館林市総合計画審議会条例（館林市条例第 7 号）第 2 条の規定に基づき、次のとおり貴審議会に諮問いたします。

諮問内容

館林市第 6 次総合計画（後期基本計画）を策定することにつき、意見を求めます。

令和7年8月28日

館林市長 多田善洋様

館林市総合計画審議会
会長 麦倉晃

館林市第6次総合計画（後期基本計画）について（答申）

令和6年11月22日付けで諮問を受けた館林市第6次総合計画（後期基本計画）の策定について、館林市総合計画審議会条例第2条に基づき、活発かつ慎重に審議を重ねた結果、当審議会における審議結果を十分に反映したものであり館林市第6次総合計画（後期基本計画）として適当であると認められるため答申いたします。

なお、計画の推進に当たっては、下記の点や審議会において出された意見に十分配慮いただくとともに、本市の将来都市像である「里沼の息づく 次世代へ安心をつなぐ 暮らしやすいまち 館林」の実現に向けて、誠実に取り組まれるよう要望いたします。

記

- 1 後期基本計画において「重点テーマ」として掲げる「人口減少対策」として、次のとおり各施策を効果的かつ効率的に実施すること。
 - ① 自然減対策に資するため、子育て世代への支援の充実を図り、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進すること。
 - ② 社会減対策に資するため、まちの活力とにぎわいを創出し、人や企業に選ばれるまちづくりを推進すること。
 - ③ 持続可能な行政運営の実現に向けて、市民サービス向上及び庁内業務効率化の両側面においてDXを推進すること。
- 2 各種施策が着実に推進されるよう継続的な進行管理を実施し、効果検証の結果により必要に応じて事業内容や業務プロセスを見直すこと。また、効果検証の結果については速やかに公表し、行政運営の透明性を担保すること。

- 3 市民の意見や要望を市政に反映させるため、市民と行政のコミュニケーションを大切にしながら、地域の現状や課題の把握に努めること。
- 4 本計画において使用される語句については、市民にとって可能な限り分かりやすい表現とするよう配慮するとともに、専門用語などには適宜注釈を付すこと。
- 5 効果的な情報発信を行い、本計画及び本市の魅力を市内外の多くの人に知っていただき、理解いただけるよう努めること。

5 関係例規

■ 館林市総合計画審議会条例

昭和53年3月28日館林市条例第7号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、館林市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ館林市総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員50人以内で組織し、委員は次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

(1) 市議会の議員 10人以内

(2) 知識経験を有する者 40人以内

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長1人、副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に諮問事項を専門的に調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、部務を掌理し、部会の経過及び結果を会議に報告する。

5 部会の運営その他に関して必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策企画部企画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 館林市総合開発計画審議会条例(昭和45年館林市条例第35号)は、廃止する。

附 則(昭和61年3月26日条例第1号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成2年12月26日条例第16号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成10年9月17日条例第16号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成15年12月18日条例第18号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月21日条例第23号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

■ 館林市総合計画策定に関する規程

昭和53年11月25日館林市訓令第14号

(趣旨)

第1条 この規程は、館林市総合計画（以下「総合計画」という。）策定事務の円滑なる推進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市の将来の健全な発展を図るために策定する総合的計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市の将来目標及び基本的施策を明らかにするものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき、市の施策及び根幹的事務事業について作成する計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画に基づき、具体的な事務事業の実施について作成する計画をいう。

(策定組織)

第3条 総合計画を策定するため、総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、総合計画の策定に係る重要事項を審議決定する。
- 3 委員会は、庁議の構成員をもって組織する。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、委員会に関係職員を加えることができる。

(事務局の設置)

第4条 総合計画案を策定するため、委員会の補助組織として、総合計画策定事務局（以下「事務局」という。）を置く。

- 2 事務局には、事務局長、事務局次長及び参事を置く。
- 3 事務局長には政策企画部長、事務局次長には企画課長及び参事には関係する各課・施設長をもって充てる。

(専門部会)

第5条 事務局に次の専門部会を置き、総合計画案策定を専門的に行う。

- (1) 安全と環境の部会
- (2) 福祉と健康の部会
- (3) 子育てと学びの部会
- (4) 経済と都市の部会
- (5) 行政経営の部会
- 2 各専門部会は事務局長の指名した参事により構成し、専門部会ごとに部会長1名、副部会長1名を置く。
- 3 専門部会は部会長が招集し、その議長となる。
- 4 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは関係職員等を専門部会に出席させ、意見等を求めることができる。

(計画主任)

第6条 参事を補佐し、総合計画に係わる事務を行わせるため、関係する各課・施設に計画主任1名を置く。

(計画主任の職務)

第7条 計画主任は参事の命を受け、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 総合計画に係る必要な資料の収集及び整理に関すること。
- (2) 総合計画に含まれる事務事業の調査、企画及び調整に関すること。
- (3) その他総合計画の策定に関し必要なこと。

(サポートチーム)

第8条 事務局の総合計画策定業務の円滑化を図るため、必要に応じてサポートチームを置くことができる。

- 2 サポートチームは、職員30人以内で組織する。
- 3 サポートチームの構成員となる職員は、事務局長が別に指名する。

(サポートチームの職務)

第9条 サポートチームは、事務局長の命を受け、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 総合計画に係る資料の整理及び分析に関すること。
- (2) その他総合計画の策定に関し必要なこと。

(連絡調整)

第10条 事務局長は、必要があると認めるときは部会長会議等を開催することができる。

2 部会長は、その所管事務の遂行上必要があると認めるときは事務局長に申し出て、合同部会その他必要な措置を求めることができる。

(結果報告)

第11条 部会長は、所管に属する計画について調査又は審議若しくは策定を終了したときは、その結果を事務局長に報告するものとする。

(庶務)

第12条 計画策定の庶務は、政策企画部企画課で処理する。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年3月27日訓令第2号）

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成3年2月28日訓令第2号）

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成6年6月6日訓令第4号）

この訓令は、平成6年6月6日から施行する。

附 則（平成11年3月25日訓令第1号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年1月24日訓令第1号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月24日訓令第6号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月1日訓令第9号）

この訓令は、平成16年12月1日から施行する。

附 則（平成20年3月24日訓令第3号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月30日訓令第5号）

この訓令は、告示の日から施行し、平成21年9月17日から適用する。

附 則（平成25年5月27日訓令第5号）

この訓令は、平成25年5月27日から施行する。

附 則（平成26年8月1日訓令第1号）

この訓令は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（令和元年12月18日訓令第4号）

この訓令は、令和元年12月18日から施行し、令和元年8月21日から適用する。

附 則（令和6年8月7日訓令第8号）

この規程は、令和6年8月7日から施行する。

6 市民アンケート調査結果

■ 調査目的

本市では、『里沼の息づく 次世代へ安心をつなぐ 暮らしやすいまち 館林』を将来都市像とし、5つの基本目的を柱とする「館林市第6次総合計画」を令和3年3月に策定し、各施策を推進しています。また、「便利でちょうどいい 食とアートのたてばやし」をキャッチフレーズとして新たな施策を導入し、資源の再認識と磨き直しによる交流人口の増加と移動人口の拡大に向けて政策の強化を図っています。

このような中、第6次総合計画（前期基本計画）が令和7年度末をもって終了することを踏まえ、「市政に対する満足度」を中心とした市民ニーズを把握し、その結果をもとに令和8年度を始期とする第6次総合計画（後期基本計画）に反映するため、市民アンケート調査を実施したものです。

■ 調査の考え方

- ・ 計33のアンケート項目については、前回（令和元年度）の市民アンケート調査の実績値を「現状値」とし、かつ、令和7年度の「目標値」を設定しています。この調査結果により、総合計画が着実に実施され、市民の満足度向上に繋がっているかどうかを測定します。
- ・ 各アンケート項目の令和7年度目標値は第6次総合計画（前期基本計画）の最終的な目標であることから、今回の市民アンケート調査結果は中間値として捉えています。
- ・ 令和8年度に改めて市民アンケート調査を実施し、その実績値と令和7年度目標値との比較検討を行います。

■ 調査方法

項目	内容	
	今回	前回（令和元年度実施）
調査地域	館林市全域	同左
調査対象	18歳以上の男女	同左
対象人数	2,000人	1,500人
抽出方法	住民基本台帳等間隔無作為抽出	同左
調査方法	郵便とオンラインの併用調査法	郵便調査法
調査期間	令和6年6月3日～6月24日	令和元年5月29日～6月12日
実施結果	有効回収790人（回収率39.5%） ※内訳：オンライン161人・郵送629人	有効回収715人（回収率47.7%）

■ 調査結果

第6次総合計画（前期基本計画）の施策目的ごとに、前回の市民アンケート調査結果からの変化を取りまとめました。

(1) 基本目的別満足度一覧

基本目的	アンケート 項目数	A	B	C	満足度向上率
I 安全と環境	5	3	0	2	60.0%
II 福祉と健康	5	3	1	1	60.0%
III 子育てと学び	3	0	0	3	0.0%
IV 経済と都市	15	8	3	4	53.3%
V 行政経営	5	1	1	3	20.0%
計	33	15	5	13	45.4%

A：前回調査から満足度が向上した分野

B：前回調査から満足度に変化がない分野

C：前回調査から満足度が下落した分野

※ アンケート項目数は再掲2項目を含む

(2) 全体総括

- ・ 3つの基本目的で満足度向上率50%を超えましたが、高い達成率とはいいがたい結果となりました。
- ・ 「III 子育てと学び」では1つの指標も前回調査の満足度を超えることができなかったことから、少子化対策などの人口減少対策を含め、これまで以上に重点的な施策推進が求められているといえます。

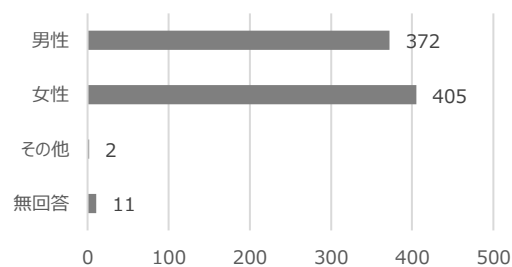
(3) 個別状況

基本目的	前回調査から 満足度が向上した分野	前回調査から 満足度に変化がない分野	前回調査から 満足度が下落した分野
I 安全と環境	防災、防犯、ごみ・資源	なし	自然環境（豊かさ・下水道）
II 福祉と健康	地域福祉、健康、医療	社会保障	高齢者
III 子育てと学び	なし	なし	子育て、生涯学習、文化
IV 経済と都市	産業（企業誘致）、 商業（買い物の便利さ）、 観光、まちのにぎわい、 土地利用、道路・交通（交通安全・道路網）、 居住環境（情報基盤）	産業（商工業）、 商業（商工業）、 道路・交通（公共交通）	労働環境、農業、 居住環境（上水道）、 公園・緑地
V 行政経営	行政活動（行政サービス）	人権の尊重	市民協働、 行政活動（行財政）、 情報の共有

回答者の属性

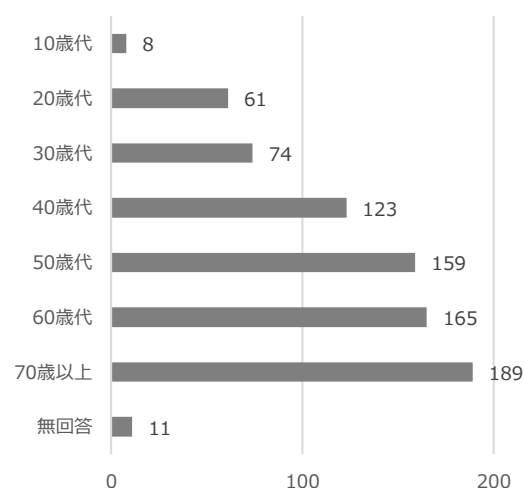
性別

No.	設問項目	回答数（人）	構成比（%）
1	男性	372	47.1
2	女性	405	51.3
3	その他	2	0.3
	無回答	11	1.4
	計	790	100



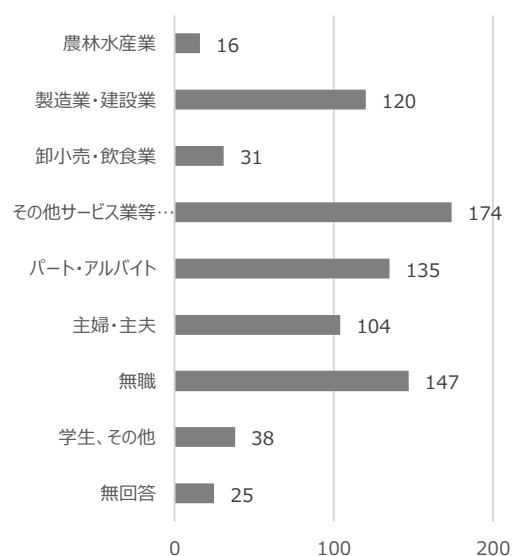
年齢

No.	設問項目	回答数（人）	構成比（%）
1	10 歳代	8	1.0
2	20 歳代	61	7.7
3	30 歳代	74	9.4
4	40 歳代	123	15.6
5	50 歳代	159	20.1
6	60 歳代	165	20.9
7	70 歳以上	189	23.9
	無回答	11	1.4
	計	790	100



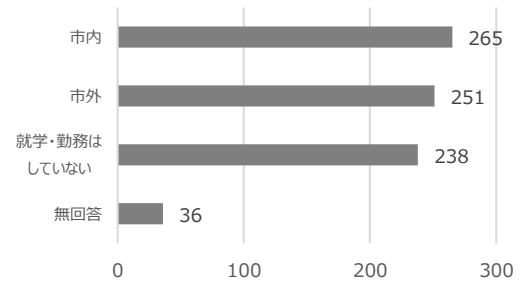
職業

No.	設問項目	回答数（人）	構成比（%）
1	農林水産業	16	2.0
2	製造業・建設業	120	15.2
3	卸小売・飲食業	31	3.9
4	その他サービス業等 （公務員を含む）	174	22.0
5	パート・アルバイト	135	17.1
6	主婦・主夫	104	13.2
7	無職	147	18.6
8	学生、その他	38	4.8
	無回答	25	3.2
	計	790	100



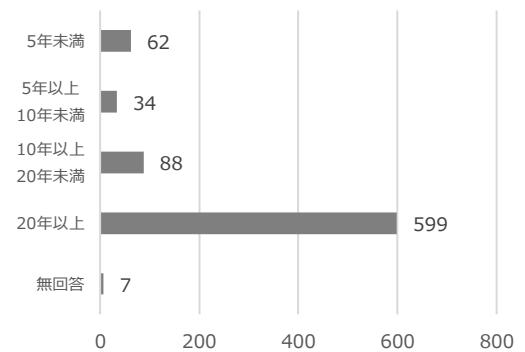
就学先・勤務先

No.	設問項目	回答数（人）	構成比（%）
1	市内	265	33.5
2	市外	251	31.8
3	就学・勤務は していない	238	30.1
	無回答	36	4.6
	計	790	100



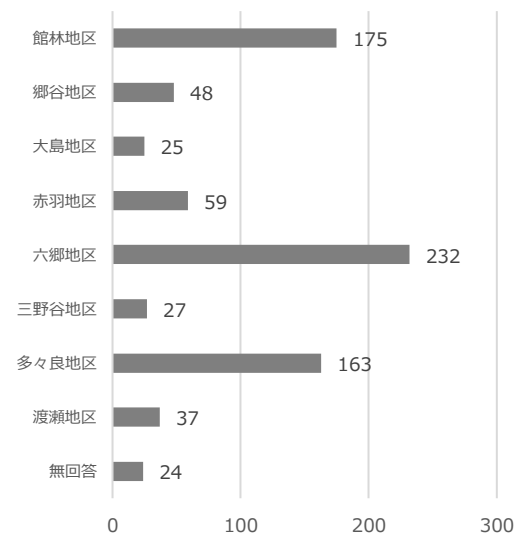
居住年数

No.	設問項目	回答数（人）	構成比（%）
1	5年未満	62	7.8
2	5年以上 10年未満	34	4.3
3	10年以上 20年未満	88	11.1
4	20年以上	599	75.8
	無回答	7	0.9
	計	790	100



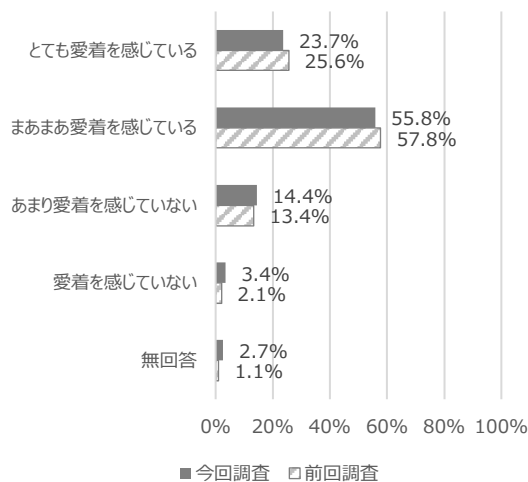
居住地区

No.	設問項目	回答数（人）	構成比（%）
1	館林地区	175	22.2
2	郷谷地区	48	6.1
3	大島地区	25	3.2
4	赤羽地区	59	7.5
5	六郷地区	232	29.4
6	三野谷地区	27	3.4
7	多々良地区	163	20.6
8	渡瀬地区	37	4.7
	無回答	24	3.0
	計	790	100

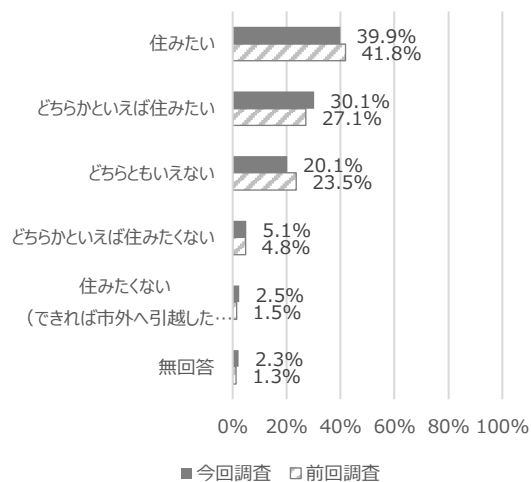


■ まちへの愛着度・定住意向

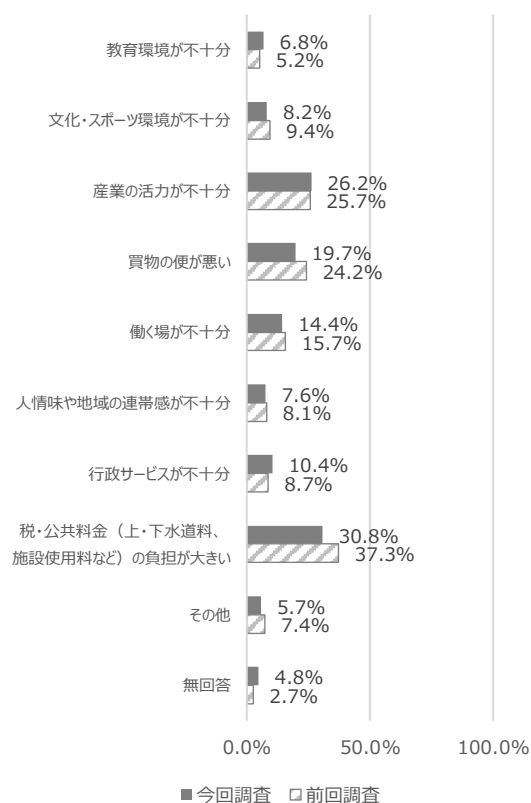
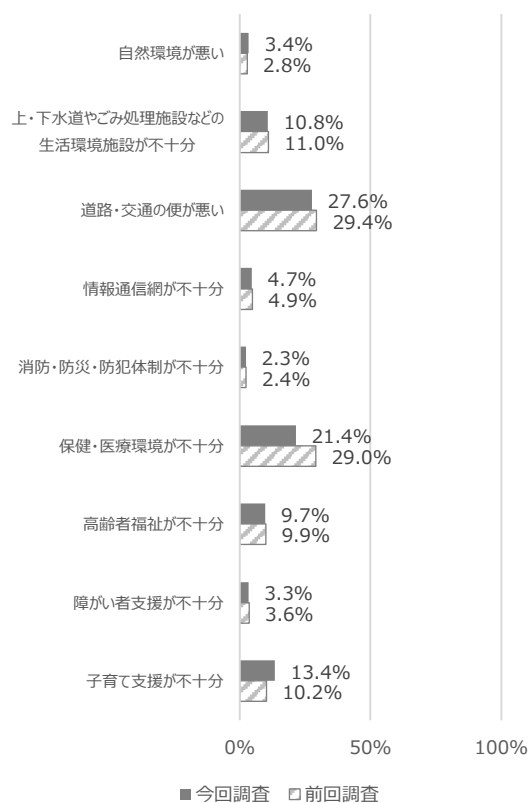
■ 館林市に「自分のまち」としての愛着を
どの程度感じているか



■ これからも館林市に住みたいと思うか



■ 館林市に不足しているものは何か



■ 自由意見（一部抜粋）

問4 館林市に不足しているもの

- ・ 産婦人科、泌尿器科などの医療機関
- ・ 難病患者や障がい者、高齢者に対する行政サービス
- ・ 大学
- ・ 室内遊び場
- ・ 娯楽
- ・ 企業、ショッピングモール
- ・ まちの活力
- ・ 歩道やガードレールの整備
- ・ 街路灯
- ・ どのようなまちにしたいかの具体的なビジョン

問6 館林市の将来像

- ・ 難病患者や障がい者、高齢者が安心して暮らせるまち
- ・ 総合病院や産科の充実したまち
- ・ 子育て支援が充実しているまち
- ・ 子どもや学生と手を組みながらまちづくりに取り組めていけるまち
- ・ 商店が活性化したまち
- ・ 企業誘致や他県からの誘客を見込める魅力ある施設があるまち
- ・ 自家用車に頼らない公共交通機関が整備されたまち
- ・ 在住外国人と触れ合い交流できるまち
- ・ 情報技術を活用したまち
- ・ どこでも気軽に相談できる人がいるまち

問8 協働のまちづくりを推進するうえで重要なこと

- ・ 住宅地、農地、工業用地の集約
- ・ 市長との対話を増やすこと
- ・ 市民自らが行動しようとする
- ・ 市の柔軟な思考やフットワーク
- ・ 市がある程度のビジョンを決めて提示すること
- ・ 市役所内部の連携強化
- ・ 税金の使い道を公開し、税金の無駄遣いを減らすための制度を創設
- ・ 市民が提案できる機会づくり、アンケートを今後も行うこと
- ・ アンケート結果の公表やその後の対応など、市民意見が一方通行にならないこと
- ・ 議会を見える化すること

問9 どのようなまちづくりに参加しているか、また今後どのようなまちづくりに参加したいか

- ・ 動物保護活動
- ・ 里親会
- ・ 食料自給率を高める活動
- ・ 文化・芸術の生涯学習

問 1 0 地域で取組む活動

- ・ 地域の防災、減災力向上
- ・ 自宅の災害用井戸の P R
- ・ 難病患者や障がい者、高齢者の支援
- ・ 空き家対策
- ・ 地域住民の親睦

問 1 1 地域の活動をより活発にするために主に必要なこと

- ・ 若い世代が参加しやすくなるよう、行政や自治会、地域企業が地域活動参加へのインセンティブを与えること
- ・ 年代による関心事の違い、関心事に対する熱量の違いによる溝を埋め、地域として考える事が出来るような環境をつくること
- ・ 小学校、中学校などの学生にアプローチして社会参加の楽しさを教えること
- ・ 館林市にしかできない何かを気づかせてくれる講演会の開催
- ・ 地域社会の重要性に関する教育

その他の自由意見

「ごみ」に関すること

（例）ごみ処理の効率化、プラごみ回収日の増加、ごみステーションの適正管理、外国人住民とのコミュニケーション

「高齢者・障がい者」に関すること

（例）難病患者への支援、運転免許返納後の生活（買い物）サポート、災害時の支援、バス停留所への障がい者対応

「医療」に関すること

（例）産科・小児科の整備、不妊治療助成金の継続、夜間・休日医療の充実、公立館林厚生病院の診療科・医師の確保

「子ども・子育て」に関すること

（例）子育て環境の充実、教育の質向上、全世帯への公平支援、給食費の無償化、学童保育の充実

「産業」に関すること

（例）働き口が少ない、企業誘致の積極的推進、外国人労働力の確保、うどん以外に特徴のある特産物の開発

「観光・P R」に関すること

（例）暑さ関連の特産品開発、新たな観光拠点の整備、うどん文化の周知啓発、つつじが岡公園などの再整備

「イベント」に関すること

（例）ひだまりの広場の活用、ビアガーデン、土日祝日の開催検討（各種会議を含む）

「まちのにぎわい・経済活性化」に関すること

（例）テーマパーク・ショッピングセンターの新設、駅西口の店舗誘致、ぽんちゃん Pay の普及啓発

「施設・インフラ」に関すること

（例）公共施設（特には教育）の統廃合、道路・歩道の整備、学校体育館などへのエアコンの整備、茂林寺前駅の開発、道の駅の整備

「交通」に関すること

（例）バスの増便、公共交通機関の充実、埼玉県・栃木県への通学支援（東京圏以外）、自動車運転マナーの周知啓発

「まちづくり」に関すること

（例）市内駐車場の増加対策、空き家対策、より具体的な都市計画の立案、植栽整備による景観維持

「行政」に関すること

（例）議員定数の精査、行政主導の施策推進、税金の有効活用・使途の明確化、行政手続きの簡素化、ＤＸの推進、災害時の情報伝達、市部署間の連携強化、行政による広聴、三の丸南面駐車場の有料化検討

「その他」

（例）区長職の臨時職員登用、区費の高額化、館林市は災害も少なく住みやすい

(表紙)

館林市第6次総合計画（後期基本計画）

発行年月	令和8年3月
発行	館林市
編集	館林市政策企画部企画課

〒374-8501 館林市城町 1-1

TEL 0276-47-5103 / FAX 0276-72-3297

E-mail kikaku@city.tatebayashi.gunma.jp